

# 官報 号外 昭和五十年四月十八日

## ○第七十五回 衆議院会議録 第十七号

昭和五十年四月十八日(金曜日)

昭和五十年四月十八日(金曜日)

議事日程 第十五号

昭和五十年四月十八日

午後一時開議

第一 作業環境測定法案(内閣提出、参議院送付)

第二 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員野田卯一君及び二階堂進君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、

表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

議員請假の件  
公共企業体等労働委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 作業環境測定法案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

文化功労者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

午後一時六分開議

○議長(前尾繁三郎君) お詫びいたします。

議員として、また、本院議員として在職二十五年に達せられました野田卯一君及び二階堂進君に対し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

表彰文を朗読いたします。

議員野田卯一君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた  
よつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

議員二階堂進君は衆議院議員に当選すること九年在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた  
よつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。  
○議長(前尾繁三郎君) この際、野田卯一君及び二階堂進君から発言を求められております。順次これを許します。野田卯一君。

○野田卯一君 ただいま、私が国会議員在職二十年に及びましたことに対し、院議をもつて御丁

重な表彰の御決議を賜りました。まことに身に余る光榮と存じ、感謝いたえません。

これひとえに、永年にわたり御指導、御鞭撻をいたきました先輩、その他各位の御厚情のたまものでありますて、心から厚く御礼を申し上げます。(拍手)

特に、参議院一回、衆議院八回の選挙を通じて、常に温かく力強い御支援を賜りました郷土岐阜県の皆様に対し、心から感謝申し上げるとともに、今日の光榮とこの喜びを分かち合いたいと思います。(拍手)  
願ふますと、この二十五年間、私は政策活動に主力を傾けてきました。近代政治の生命と言われる政策に情熱を注ぎ、時代の要請に即応する適切な政策を立て、これを国民に公約し、忠実にこれを実行し、政治に対する国民の信をつなぐことに努めました。  
また、対外的には、発展途上国に対する経済、技術、医療、文化等各方面にわたる協力を没頭し、海外に赴くこと五十四回、これらの国々の民生の向上と政治の安定に寄与することに力をいたしました。

終戦後の混乱期に、一身を犠牲にして全国民の命を守ろうとされました天皇陛下の御仁慈、恨みに報ゆるに徳をもつてし、敗戦日本の崩壊を防ぎ、その復興を願願された藤介石総統のアジア精神、親しく温かい薰陶を賜った吉田茂先生の限りなく国民を愛された至情、これらの大徳、大精神は、私に深い深い感銘を与え、政治家として進む指針を示されました。

いまや、時局はまさに重大であります。内外に問題は山積し、世界の情勢は大きな転換期を迎えて、複雑多岐、激動変転、端倪を許しません。わが国の前途も多事多端であります。私は、国会議員として最善を尽くし、世界の平和と日本国民の幸福を守るために、いささかなりとも貢献いたしたい念願であります。何とぞ、今後ともよろしく御指導、御支援を賜

りますようお願ひいたしまして、御礼の言葉とい  
たします。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 二階堂進君。

〔二階堂進君登壇〕

○二階堂進君 このたび、院議をもちまして、衆  
議院在職二十五年、永年勤続表彰の御決議を賜り  
ました。まことに身に余る光榮と存じ、感激にた  
えません。

これはひとえに、今まで御指導と御鞭撻を賜  
りました先輩、同僚各位、並びに郷里鹿児島の皆  
様方の御支援のおかげであります。心から感謝の  
意を表するものであります。(拍手)

顧みますれば、昭和六年以降、日米間の外交関  
係は日一日と険悪な情勢へと進み、ついに昭和十  
六年には最悪の事態となりました。この間の大部  
分をアメリカで過ごした私は、日米開戦の非を訴  
えんと決意して帰国いたしました。そして、昭和  
十七年に行われたいわゆる翼賛選挙に非推薦で立  
候補し、厳しい弾圧下の選舉に臨み、ついに落選  
の苦杯をなめました。これが政治家を目指した私  
の人生のスタートでもありました。(拍手)

私は、終戦後、敗戦混乱の日本の復興をいかに  
すべきかを考え、郷土の先輩、故山本実彦先生等  
とともに日本協同党を結成し、昭和二十一年四  
月、連合軍の占領下において初めて行われた総選  
挙で当選し、本院の議席を得ました。

翼賛選挙以来、私の政治家としての生活は三十  
年余になります。この間、わが国も幾多の変遷を  
経て、多難な道をたどって、今日の平和、繁栄を見  
るに至りました。思いをめぐらせば、まことに感  
慨無量であります。(拍手)

経験、多難な道をたどって、今日の平和、繁栄を見  
るに至りました。思いをめぐらせば、まことに感  
慨無量であります。(拍手)

今日、内外の政治、経済、外交などをめぐる諸  
問題は果てしない混迷を続けており、特に、石油  
ショック以来、ひとしおその感を深くしております  
。私は、国政に参画する一員として、一日も早  
く新しい秩序を築き、これら諸問題の解決を急が  
なければならぬと責任を痛感いたしております。

これからも、過去二十五年間にわたる国会議員  
としての経験と知識を生かし、諸先輩の教訓をか  
みしめながら、平和日本の推進と安定した地域社  
会の建設に、一層の努力を続ける決意であります。

三喜男君及び舟橋尚道君を任命したいので、本院  
の同意を得たいとの申し出があります。右申し出  
のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求  
めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、同意  
を与えるに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、同意  
を与えるに決しました。

日程第一 作業環境測定法案 (内閣提出、參  
議院送付)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、作業環境測定  
法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長大野  
明君。

作業環境測定法案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

議員請暇の件  
○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきお詔  
りいたします。

沖本泰幸君及び三宅正一君から、四月二十八日  
より五月十一日まで十四日間、岡田春夫君、斎藤  
正男君、鳩崎謙君、土井たか子君、檜崎弥之助君、  
馬場昇君、安井吉典君及び横路孝弘君から、四月  
三十日より五月七日まで八日間、右いずれも海外  
旅行のため、請暇の申し出があります。これを許  
可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。  
よって、いずれも許可するに決しました。

本案は、最近における職業性疾病の動向等にか  
んがみ、適正な作業環境を確保し、職場における  
労働者の健康を保持するため、作業環境測定士の  
資格及び作業環境測定機関等について必要な事項  
を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、事業者は、指定作業場の作業環境測定  
を、その使用する作業環境測定士または作業環境  
測定機関に実施させなければならないこと、  
第二に、作業環境測定士及び作業環境測定機関  
は、作業環境測定士は、作業環境測定基準に従つて  
測定機関に実施させなければならないこと、  
第三に、作業環境測定士は、作業環境測定士試  
験に合格し、かつ、所定の講習を修了した者等  
で、労働大臣の登録を受けた者をいうこと、  
第四に、作業環境測定機関は、労働大臣等の登  
録を受け、他人の求めに応じて、事業場における  
作業環境測定を行うことを業とする者をいうこ  
と、

右のほか、試験機関及び講習機関の指定、業務  
に対する監督等について所要の規定を設けること  
等であります。

本案は、三月二十六日付託となり、四月十五日  
の委員会において質疑を終了し、採決の結果、原  
案のとおり可決すべきものと議決した次第であり  
ます。



よって、日程は追加せられました。

### 文化功労者年金法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 文化功労者年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長久保田円次君。

文化功労者年金法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

文化功労者年金法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔久保田円次君登壇〕

○久保田円次君 ただいま議題となりました文化功労者年金法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を改定し、速やかに支給するため、法律で定めている年金の額を政令で定めることとし、昭和五十四年四月一日から施行しようとするものであります。

本案は、去る二月十八日内閣から提出され、同日当委員会に付託となり、三月十四日政府より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重に審査をいた

しましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、四月十六日本案に対する質疑を終了いたしました。

### 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出) 及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

本日、本案に対し、三塚博君外三名から、この法律は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用することを趣旨とする自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案に係る修正案が、また、山原健二郎君から、文化功労者年金の額は現行どおり法律で定めることとし、その額を二百四十万円に引き上げること等を趣旨とする日本共産党・革新共同の提案による修正案が、それぞれ提出され、次いで、本案及び両修正案について採決を行いましたところ、山原健二郎君提出の修正案は否決され、三塚博君外三名提出の修正案及び修正部分を除く原案は、賛成多数をもつて可決、よつて、本案は修正議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を改定し、速やかに支給するため、法律で定めている年金の額を政令で定めることとし、昭和五十四年四月一日から施行しようとするものであります。

本件の要旨は、近年における社会的経済的諸事情の著しい変遷を勘案して、文化功労者年金の額を改定し、速やかに支給するため、法律で定めている年金の額を政令で定めることとし、昭和五十四年四月一日から施行しようとするものであります。

本件の要旨は、近年における社会的経済的諸

第三は、選挙公費の拡充であります。すなわち、国会議員の選挙においては、公職の候補者は、その者に係る供託物が国庫に帰属することとならない場合に限り、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用すること及びポスターを無料で作成することができます。また、衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙においては、確認団体が、選挙運動の期間中、政策の普及宣伝及び演説の告知のために行う広告は、一定の限度内で無料とし、これらに要する費用を国庫で負担することとしたしました。

第四としては、候補者の名前を書いた大きな立て札や看板などがはんらんし、批判を招いている実情にかんがみ、公職の候補者等の政治活動のためには使用される公職の候補者等の氏名またはこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示する文書图画及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書图画は、一、政令で定める総数の範囲内で、政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示される立て札及び看板の類、二、ポスターで、ベニヤ板等で裏打ちされていないもの、三、演説会等の会場においてその開催中使用されるもの、四、確認団体が使用することができますのを除いては、一切掲示できないこととした

しました。なお、これに違反する文書図面があると認めるときは、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、これを撤去させることができることといたしました。

第五に、選挙運動員の実費弁償、報酬の基準単価を実態に合わせて適時に合理化できるよう政令で定めることといたしました。

第六は、公職の候補者等の寄付の禁止についてあります。すなわち、公職の候補者等が選挙区内にある者に対する寄付は、政党その他の政治団体または親族に対する寄付は、政党その他の候補者等がもっぱら政治上の主義または施策を普及するために当該選挙区内で行う講習会等において必要やむを得ない実費の補償としてする場合を除き、全面的に禁止することとともに、この場合の講習会等には、参加者に対して供應接待が行われるようなものを含まない旨を明らかにいたしました。また、公職の候補者等がその役職員または構成員である会社その他の団体が、これらの氏名を表示し、またはこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄付についても、政党その他の政治団体に対する場合を除き、一切禁止することといたしました。

第七は、機関紙等の頒布の規制でありますが、選挙時に無償の政党機関紙等が大量に頒布され、選挙の公正が害されていると同時に、ビラ公害とも言われている現状にかんがみ、選挙に関する報

道評論を掲載した機関紙誌の号外等は選挙期間中は頒布できないこととし、号外等以外の機関紙誌と機関紙誌以外の一般の新聞紙、雑誌についても、選挙に関する報道評論を掲載しているものは、選挙期間中は有償でなければ頒布できないこととしております。

第八は、連座制の改正であります。現行の連座制では、刑事裁判で総括主宰者等の刑が確定した後、検察官による当選無効訴訟が提起され、その後決によって当選無効が決まる仕組みになっていますが、今回の改正では、総括主宰者等が刑に処せられた旨の通知を受けたときは、これらの者が総括主宰者等に該当しないことを理由とし、当選が無効とならないとの確認を求める訴訟をその当選人が提起しない限り、当選が無効となる制度に改めることとしております。

その他、いわゆる解散電報等の禁止、罰則の強化等、所要の規定の整備を図ることにしておりました。最後に、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、衆議院議員の定数に関する改正規定は、次の総選挙から施行するものといたしました。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨と、その内容の概略であります。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨と内容の概略を御説明申

し上げます。

政治資金の規制につきましては、昭和四十二年の第五次選挙制度審議会の答申以来、各政党においてはもちろん、政府においても、検討に検討が重ねられてきたことは御承知のとおりであります。顧みますれば、政府も過去三回にわたって政

治資金規正法の改正案を提案しましたし、各野党

におかれてもそれぞれの立場に立って改正案の提

出がされましたが、いずれも審議未了となつてお

ります。そして、またその後の国会審議において

は、常に政治資金の規制の問題が論議の対象とし

て取り上げられてきたと言つても過言ではありません。

このような経緯にかんがみまして、最近における国民世論の動向と政党政治の現状とを考慮しつつ、現実に即した政治資金の授受の規制、政治資金の收支の公開の強化、個人の提出する政治資金に対する課税上の優遇措置などを講ずることにより、政治活動の公明と公正の確保を図ることが、この法律案の趣旨であります。

第一は、政治資金の寄付の制限についてであります。

まず、寄付の量的制限につきましては、個人のする寄付にあっては、年間二千万円を超えてはならないこととし、会社、労働組合その他の団体のする寄付にあっては、それぞれの団体の規模に応じて制限を加えることとしたしました。この場合、会社のする寄付については資本または出資の金額、労働組合等のする寄付については組合員等の数、その他の団体のする寄付については前年ににおける経費の額を基準として、それぞれの団体の規模に応じ、一定の範囲内で、ある程度彈力的に規制を定めることとしたしております。また、これらの制限額の範囲内において寄付をする場合には、政党及び政治資金団体に対する寄付についても制限を設けないこととし、それ以外の政治団体または個人に対する寄付については、同一の者に対し、年間百五十万円を超えてはならないこととしたしました。しかしながら、現在の選挙制度のもとにおいては、直ちにこれらの規制を行なうことは必ずしも実情に即さないので、当分の間に限り、政党、政治資金団体及び公職の候補者は別として、それ以外の政治団体に対する寄付については、政党、政治資金団体及び公職の候補者に対する寄付の限度額の二分の一という別枠を設けるとともに、その範囲内においては、年間百五十万円を超えて政治活動に関する寄付をしてはならないこととしたしました。

次に、寄付の質的制限につきましては、国または地方公共団体から補助金等の給付金の交付を受けている、いわゆる特定会社その他の特定の法人のする寄付は、選挙に関すると否とを問わず、一定期間、これを禁止することとしたしました。また、国または地方公共団体から資本金等の出資

を受けている会社その他の法人のする寄付についても、選挙に関すると否とを問わず、これを禁止することといたしました。

さらに、三事業年度以上引き続いて欠損を生じている会社のする寄付、匿名及び他人名義の寄付並びに外国人等のする寄付につきましても、選挙に関すると否とを問わず、これを禁止するとともに、寄付のあっせんにつきましては、寄付者に威迫を加えたり、寄付者の意思に反して貢金、下請代金等から天引きして寄付を集めることのないよう措置することといたしました。

以上の政治活動に関する寄付の制限と関連して、その違反者に対する所要の罰則規定を設けることとしております。

第二は、政治資金の公開の強化についてであります。政治資金の公開の強化についてであります。

まず、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにするため、いわゆる法人会費等は、たとえ形式上は会費や党費であつても、これを寄付とみなして公開の対象とする措置を講ずることといたしました。

#### 官 報 号 (外)

による収入も具体的に報告すべきこととし、政治資金の公開の趣旨を強化することといたしました。

支報告書には、当該団体の行う自主監査の意見を記載した書面を添付することといたしました。

さらに、政治団体の届け出の方法等につきましても、改善、合理化を図ることとし、その届け出は自治大臣または都道府県選挙管理委員会に対し行うこととしたほか、政治団体の届け出があつたときは、その内容を公表して、これを国民に周知することといたしております。

第三は、個人の拠出する政治資金に係る課税上の優遇措置についてであります。

政党その他の政治団体に対する政治活動に関する寄付の個人拠出を奨励するため、個人が政治活動に関する寄付をした場合においては、政治資金規正法または公職選挙法の規定による報告がされ

て、その運営に対する所要の罰則規定についてであります。

政党その他の政治団体に対する政治活動に関する寄付の個人拠出を奨励するため、個人が政治活動に関する寄付をした場合においては、政治資金規正法または公職選挙法の規定による報告がされ

#### 公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び政治資金規正法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

ことといたしました。

また、政党中心の資金調達を容易にするため、各政党について一つの団体を限って政治資金団体を設けることを認め、これに対する政治資金の寄付については、政党と同様の取り扱いをすることといたしました。

このほか、議会制民主政治のもとにおける政治資金のあり方につきましては、さらに検討を重ねることとし、この改正法の施行後五年を経過した

場合においては、その施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途及び会社、労働組合その他の団体の拠出する政治資金のあり方について、さらに検討を加える旨を明記することといたしております。

現行選挙制度の弊害を改め、金のかからない政策中心の選挙を実現するためには、寄付行為や文書、出版物の規制、罰則の強化、選挙公営の拡大強化も必要であります。基本的には、個人本位の選挙制度を改め、政党本位、政策中心の選挙制度を確立する必要があると考えますが、総理は、

欧米先進諸国の中選挙区制、比例代表制ないしは小選挙区比例代表制と比較して、現在のわが国の選挙制度を改め、政党本位、政策中心の選挙制度を確立する必要があると考へますが、総理は、

以上が、この法律案の趣旨と内容の概略であります。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君） ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。佐藤孝行君。

【佐藤孝行君登壇】

○佐藤孝行君 ただいま説明がありました公職選挙法の一部を改正する法律案につき、自由民主党を代表して質問をいたします。

申上げるまでもなく、選挙は議会制民主政治の基礎であり、正々堂々たる政策論争を開催していくことは、政党と同様の取り扱いをすることといたしました。

さらに、政党中心の資金調達を容易にするため、各政党について一つの団体を限って政治資金団体を設けることを認め、これに対する政治資金の寄付については、政党と同様の取り扱いをすることといたしました。

このほか、議会制民主政治のもとにおける政治

選挙法の一部を改正する法律案につき、自由民主党を代表して質問をいたします。

また、この問題について、内閣総理大臣の諮問機関である選挙制度審議会が、長い年月をかけ、政党本位の選挙制度を実現するための具体的な方法を取りまとめ、内閣に報告されておりますが、今回提出の改正案には、その審議会の報告が何ら生かされていないことは遺憾と思いますが、この点についても、あわせてその見解を伺いたいのであ

## 官報号外

ります。

次に、衆議院の定数は正に関して二、三質問をいたします。

今回の公職選挙法の改正案には、衆議院議員の選挙区別定数の不均衡は正のほか、数多の規制措置等が含まれておりますが、参議院の選挙制度の改正、特に全国区制や地方区の定数は正の問題は、全く取り上げられておりません。

現在の参議院選挙区制を固定したものという前提に立って、今回、衆議院の改正のみを行うことは、不合理であり、これだけでは、現行選挙制度の問題点や弊害は、一向に改善されるものではありません。したがって、定数は正をやるにして、その前提となる選挙区のあり方を根本的に考

えて、かかる後に断行すべきものであると思いま

すが、この点について政府はどう考えて いるのか、また、基本的態度は何か、この際、明らかに

も、その前提となる選挙区のあり方を根本的に考

えて、かかる後に断行すべきものであると思いま

すが、この点について政府はどう考えて いるのか、また、基本的態度は何か、この際、明らかに

阪三区七名となり、定員六名以上の選挙区が、今度の改正案では全国で六区できることになつておられます。これでは現行中選挙区制のたてまえを変え更することであり、適当ではないと考えられますので、この際、これらの選挙区を分区して、三人ないし五人区とすべきものと思うが、この点についても明確な答弁をいただきたいのであります。

今回の公職選挙法の改正の直接の動機となつたのは、昨年六月の参議院議員の選挙であります。以前から指摘されていましたが、全国にわたって十万枚のポスターを張るための準備、資材、その労力、その費用等を考えると、短い期間に全国にわたる選挙運動をすることは、関係者にとっては、精神的にも、肉体的にも、あるいは物質的にも大変な負担であり、国民の側にとっても候補者の選択が困難であり、したがって、タレントや特定の組織を持つている人でなければ当選できないような仕組みになつてゐることは、総理自身御承知のとおりであります。したがって、

さらに、今回提出された改正案によると、東京第七区は定員八名、神奈川一区は同じく八名、大

お伺いしたいと思います。

次に、政治資金規正法の一部改正について、政

府の基本的見解を質問しておきたいと思います。

その第一点は、政治資金の規制のあり方に關す

る基本についてであります。

改めて指摘するまでもなく、政党やその他の政

治団体の自由闊達な政治活動が、議会制民主主義を支える不可欠の要素であり、けだし、自由闊達な

政党やその他の政治団体の政治活動を通して、国民各層のさまざまな意見や要求が集約され、これ

が国政に反映される仕組みになつてゐるからであ

ります。したがって、国民の最大の関心事は、政

党やその他の政治団体の政治活動が、自由闊達、かつ明朗に行われるかどうかという点にあるので

あって、政治活動を要する資金の多寡の問題では

ないのではないかと思うのであります。この点

は、政治活動と表裏一体の関係にある政治資金の

あり方についても同様であり、政治資金の多い少

ないの問題ではなく、その資金の集め方や使い方

を、政治活動と表裏一体の関係にある政治資金の

あり方についても同様であり、政治資金の多い少

ないの問題ではなく、その資金の集め方や使い方

を、政治活動と表裏一体の関係にある政治資金の

あり方についても同様であり、政治資金の多い少

ないの問題ではなく、その資金の集め方や使い方

を、政治活動と表裏一体の関係にある政治資金の

あり方についても同様であり、政治資金の多い少

ないの問題ではなく、その資金の集め方や使い方

を自覚することが基本でないかと思うのであります。

次に、政治資金規正法の一部改正について、政

府の基本的見解を質問しておきたいと思います。

最近、国会その他において、各政治団体の具体的な政治資金についてさまざま問題が指摘され、議論されていることは御承知のとおりであります。

れ、このような形で批判され、国民の監視を受けることは避けて通れるものでない以上、むしろその使途について、進んで国民の前に明らかにする

ことこそ必要なことであり、民主政治の健全な発達に寄与する道であろうと考えますが、この点について総理の見解を承りたいであります。

第二点は、政治資金に対する基本的な考え方についてであります。

改正案によると、政治資金の公開の強化のほ

か、政治資金の拠出自体に一定の制限を設けようとしておりますが、これは、ただいま申し上げた

ように、現在の政治資金規正法の考え方から見れば、政治資金の規制のあり方については一大転換をするものと判断いたしますが、そもそも政治資金とは、国民が政治に参加する一つの手段であつて、その行為を第三者が、倫理的あるいは感情的な見地から悪と考えるのは間違いであると思うのです。いわゆる企業献金は、明確で、かつ常識的なものである限り、悪とは思わない」と、総理は国会で繰り返し答弁されておりますが、企業献金が是か非かの問題については、御承知のように八幡製鉄事件として、昭和四十五年最高裁判所の判例があり、すでに決着がついている問題であります。

す。

今回、企業等の政治資金の提出を法律をもつて禁止することは、憲法上どうなのか、また、いわゆる企業献金が悪でないと言しながら、これを禁止することに論理的な矛盾を感じるのは、私一人だけではないと思うが、いかがでしょうか、労働組合が拠出する政治献金と比較対象の上、あわせて御答弁をお願いいたします。

わが自由民主党は、先般の党議で、企業献金を受け取ることを自発する旨決定をいたしました。は、献金をするかどうか、また、献金を受け取るかどうかといった問題は、特定の場合を除き、基本的には、献金する側の国民と、献金を受け取る側の政党の両者の良識が判断すべき問題であり、法律の介入する分野でないと考えるのであります。この点について総理の見解をお伺いいたしました。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 佐藤君の御質問にお答えをいたします。

私は対して、現行の中選挙区制度が一番最良の選挙区制度であると思つておるのかという御質問であります。

この中選挙区制度については、今日も、いろいろな弊害があるということは指摘されておるわけです。第一、個人本位になりやすい。議会政治のもとにおいては、政党政治でありますから、政党

が政策を通じて正々堂々と争うということが理想

であります。したがって、小選挙区にすべし、小選挙区にすることが、政党政治を確立する上において、この方が好ましいという意見が相当にあります。また、選挙制度審議会においても、そういう方向を示唆しておるのであります。

しかし、選挙制度の改正というものは、民主政治の根幹に触れる問題でありますから、これはやはり国民的な合意というもの、ある程度成熟する必要がありますと私は思っております。また、これは政党共通のルールでありますから、各政党間の考え方方が余りにも隔たり過ぎておるということ

も、好ましい客觀情勢ではない。したがって、この問題については、今後、日本の議会政治に横たわつておる一番大きな問題点の一つであると考えて、各政党間においても、この問題については十分に検討をしてもらいたいと思つております。

また、定数是正の前提には、選挙区のあり方といふものが根本になる。根本的に選挙区のあり方を考えるべきではないか。先ほども申したように、選挙区のあり方といふものは大問題であるといふことは、申したとおりでござりますが、しかし、一方において定数是正といふものも、これはいつまでも放置することはできない。一票の重み

がこんなに違うということは、民意を正確に反映しておる選挙制度とは言えないわけでありますから、佐藤君の御指摘のように、この選挙区のあり方といふものは、必ずしも一緒になければいかぬと私は思つていいのです。しかし理想は、その方が理想的だと思います。ところが、参議院の、ことに全国区などについてはいろいろな意見があり、また、参議院のあり方に対する根本的な問題を提起する人也有つて、また各政党間でも、この問題に對しては非常な考え方の隔たりがあつて、この機会に、これも改正を要する問題ではありますけれども、一つの成案を得るに至らなかつたのでござります。

参議院の全国区については、各方面から、今回の選挙ばかりではありませんが、特に今回の選挙においては、その弊害面が指摘されておるわけでございまして、これはもう検討すべき大きな課題ではありますが、佐藤君もよくおわかりだと思う

方というものを、それを一緒に検討して、もつと理想的な改正案ができれば一番好ましいのであります

が、それがそこまでいかないから、定数の是正をいつまでも待つておつていいとは私は思わない。

だからこの際、定数是正を切り離して提案して、できるだけ民意を反映させた選挙を行うこと、この段階においてはベターである、こういう選択をいたしたわけございます。

また、衆議院の定数は正と参議院の全国区の問題、地方区の定数是正は関連するから、一緒にやるべきじゃないかという御意見であったと思います。

これが一緒にできれば、一番理想的だと私は思います。しかし、衆議院と参議院には性格の違いもある。必ずしも一緒になければいかぬと私は思つていいのです。しかし理想は、その方が理想的だと思います。ところが、参議院の、ことに全国区などについてはいろいろな意見があり、また、参議院のあり方に対する根本的な問題を提起する人也有つて、また各政党間でも、この問題に對しては非常な考え方の隔たりがあつて、この機会に、これも改正を要する問題ではありますけれども、一つの成案を得るに至らなかつたのでござります。

また、全国区の問題、今回の選挙について一番いろいろな批判を受けた参議院の全国区の改善を、真っ先に取り上げるのは何かということでござります。

参議院の全国区については、各方面から、今回の選挙ばかりではありませんが、特に今回の選挙においては、その弊害面が指摘されておるわけでございまして、これはもう検討すべき大きな課題ではありますが、佐藤君もよくおわかりだと思う

問題を、参議院と一緒に踏みしておつたらい

といふ論理を、私はとらなかつたのであります。

できるだけでも、一步でも前進するがいいのではないかということで、佐藤君の御指摘のよう、それが理想ではあるけれども、現実がそこに

いかぬという事実を踏まえて、少しでも前進したいということで、こういう選択をいたしたわけでござります。

また、今回の改正法案に、六人区以上の選挙区ができるような形になつてゐるが、これは不合理ではないかということでござります。

政府は、いまのような三人から五人までという中選挙区を維持すべきであるという見解でありますから、六人区をつくるという考え方は持つていません。しかし、参議院と衆議院には性格の違いがある。必ずしも一緒になければいかぬと私は思つていいのです。しかし理想は、その方が理想的だと思います。ところが、参議院の、ことに全国区などについてはいろいろな意見があり、また、参議院のあり方に対する根本的な問題を提起する人也有つて、また各政党間でも、この問題に對しては非常な考え方の隔たりがあつて、この機会に、これも改正を要する問題ではありますけれども、一つの成案を得るに至らなかつたのでござります。

また、全国区の問題、今回の選挙について一番いろいろな批判を受けた参議院の全国区の改善を、真っ先に取り上げるのは何かということでござります。

のですが、なかなかコンセンサスが得られないかたということで、今後の検討の課題にしたいと思うわけでございます。これはわれわれとしても十分検討いたしたいと思いますし、各政党間においても、この問題は、これは共通のルールでもあるわけですから、検討をしていただきたいと思っております。

それから、政治資金のあり方について、この集め方、あるいはまた使い方、これだけを公開すれば、これを公に明らかにすれば、その金額の制限は要らぬのではないかという佐藤君の御意見ございました。

しかし、私は、どうもこれは無制限であつていいと思わないのです。公開の原則というものが、政治資金の大原則であると同時に、やはり節度が必要ではないか。無制限であつていいとは思いませんので、金額の規制も必要である、こう考えて限度を設けたわけでございます。

また、政治資金に対する私の基本的な考え方の御質問がございました。

私は、政党というものは一休何でできたのか、何で結成されたのか、この原点に立ち戻って考えてみる必要がある、自民党ばかりではなく、各政党もあります。すなわち、こういう政治をぜひ実現させたいという、こういう使命感燃えて同志が結合したのが政党でありますから、企業に頼まれてつくったものではない、また、組合に頼まれて政党はつくったものではないわけで

すから、やはり政党の資金というのも、政党結成の本来の姿に返つて、政党の主体性を維持する人、そういう人々の寄付によって政党の資金は賄うことが、私は理想だと思う。

そういう状態というものを、できるだけ早くつくるべきだと思いますが、理想であつても現実はそこへいつていません。それだけに政黨が安易に流れていけない。やはり政黨は必ずから苦労すべきである。みずからの努力を怠つて安易に甘え過ぎてはいけない。政党本来の姿に返つて、やはり皆が努力をしていくべきだというのが、政黨に対する私の基本的考え方でございます。

お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) ただいま御質問がありました件につきましては、全部總理から御答弁がございましたので、私が、改めて追加することはないと思いますから、御了承を願います。(拍手)

房枝さんと糸山英太郎君との選挙の仕方は、雲泥の差があつたと思われます。しかし、後者の悪が国民の日にさらされたのは選挙後でありまして、投票当日は、二人とも国民の代表として選ばれたのも侵しがたい事実であります。

悪い選挙を指摘するのは、選挙中における有権者の任務でありますが、日本の選挙には、残念ながらこの風習は定着しておらず、毎度、同じ黒い祭りが繰り返されているわけであります。どうい選挙が理想であるか、その見解を示すのは、民主主義をモットーとする政府の責任であります。

総理に御質問したい第一は、この日本では、選挙によってそれぞれの代表を選ぶという制度は、きわめて定着をしていますが、いかなる選挙をする、いかなる人を代表に選ぶかという国民的コンセンサスは、残念ながらきわめて脆弱であります。これは明治二十三年、わが国の選挙制度が施行されて以来、歴代の政府が、このことの啓蒙を怠り、金権選挙を許してきたその結果であります。たとえば、昨年の参議院全国区に選ばれた市川房枝さんと糸山英太郎君との選挙の仕方は、雲泥の差があつたと思われます。しかし、後者の悪が国民の目にさらされたのは選挙後でありまして、投票当日は、二人とも国民の代表として選ばれたのも侵しがたい事実であります。

現在の制度では、どの政党から出ても、印刷費だけで法定選挙費用の千八百万円をオーバーし、五千万円以上の金が必要であります。これは頭の痛い大金であります。

近時まで、この全国区制度に乗つて、テレビで有名な、容姿は端麗であるけれども、自分では政見放送も書けない、歌や踊りのタレントが政党公認となる世の中になりそうであります。これは、国民に政治で責任を負う政党の本筋から外れたものと言わざるを得ません。このように、選挙における金力とタレントの横行は、これをいまにして打破しなければ、他の選挙にも蔓延し、その結果は、政党と政治家への不信を招くことは必至であります。

私も社会党は、この傾向を心配して、ほかに方法がありませんので、政党を単位とした拘束式比例代表制を提案いたしました。新聞によれば、三木総理と松野自民党政調会長は、これしかないとして、わが党の案に同調せられたようであります。しかし、この改正案には影も形も見えないのであります。

ます。

今日、この案が生き長らえて政府・与党のどこにあるのか、それとも完全に死んでしまったのか、その努力のてんまつのはどをお教いいただいたい。と同時に、他によい案がおりなら、その案を決意をもつてお示し願いたいのです。

第三に質問したいことは、最近のインフレによって、選挙にもまた自動車、ポスター、政党機関紙等々、余りにも多額の金がかかり過ぎる時代になりました。金がかかれればかかるほど、民民主義政治は進展するのではなくて、むしろあるべき政黨の立場を忘却し、政治家個人の精神を腐敗させるものではないか、深く憂慮いたえません。

金のかからない選挙のために、選挙公営の徹底しかありません。選挙は、本来、候補者本人がその持てる政策を自分で述べ、有権者は、候補者

の立会演説会を放映することも可能であり、いまの政見放送を二倍にすることも可能であることを、私どもに語っております。

政策比較の場をテレビと立会演説に求めることが、その他、公営選挙の徹底に不退転の決意を示さない限り、選挙は浄化できません。その結果、政黨と政治家は金を必要とするため大企業に密着し、かつての日本において藩閥や軍部にこびたと同じように、大企業にこびる愚を繰り返すでありましょう。政治が企業の社会的責任、国際的責任を確立すべきいまの時代にあって、政治家が企業の走狗になってしまふとは、国民の不幸、これに過ぐるものはありません。(拍手)

三木総理、あなたは、この私の見解にどのように具体的策をお持ちなのか、篤と決意のほどをお示し願いたいのです。

第四問以下は、福田自治大臣に御質問いたしました。

同士の政策をその場で比較できる、このことが第一義であります。残念ながら、今日、日本の有権者の多くは、候補者の政策を開く機会も少なく、いわんや、候補者同士の政策の比較のできる機会はきわめて僅少であります。政治を生涯の仕事とする者にとって残念至極のことであります。

何ゆえ政府は、これほどまでに普及したテレビを利用して、政策比較の場を広めないのか、まことに不審にたえません。自民党は口を開けば、東京等テレビの広域エリアは、それはできないことだと逃げていますが、心ある放送関係者は、政府・与党さえその気になれば、一選挙区一

回、立会演説会を放映することも可能であります。前者は純粹であり、後者は不純なものが含まれていると見なければなりません。何ゆえ同列に扱うのか、理由をお示し願いたい。

その第二は、公開を原則とする政治資金規正において、政党及び政治団体には一万円以上の献金を公開する義務を負わせ、個人や派閥には年百万円まで非公開としています。何ゆえかかる本末転倒のことをするのか。

その第三は、四十二年の改正案では、自民党は企業献金に二千万円までの限度を設けて提案し、今度はその限度を一億五千万円としておりますが、幾ら物価高騰の折といえども、余りの政治資金のエスカレートぶりであります。これはどういうことですか。

第四の質問は、過般行われた東京都知事選に見るよう、候補者として掲示板にポスターも張らない、公選はがきもろくに出さない、立会演説会にも余り出てこない、こういうような泡沫候補が乱立しているわけであります。が、この泡沫候補が正しい選挙を妨害していることも否めない事実であります。供託金を増額することだけでなく、労働組合のカンパは、所得税を払った一人一人の労組員の純粋の所得から支出するものであつて、少なくとも有権者が百万を超えるというような首長選挙等においては、当該選挙区において有

のいかない部面を持っているのであります。前者は純粹であり、後者は不純なものが含まれていると見なければならない。何ゆえ同列に扱うのか、理由をお示し願いたい。

特に必要なことは、選挙の総括責任者、出納責任者、地域主宰者が買収などの罪で刑に処せられた場合は、候補者も同時に失格する、このことが必要であろうと思うであります。それと同時に、百日裁判が励行されない限り、選挙違反の裁判中に二回当選したというような、まことにばかばかしい現実が生まれてゐるわけであります。

政府の決断を要請する次第でありますけれども、質問を終わるに際して、私は、次のことを強調いたしたいと思います。

日本の経済の行方も混沌とし、世界的にも脱アメリカが深まりいく現在、日本の政治家の責任は、昨日の比ではないだろうと思うのであります。このときにおける選挙法の改正ほど、ある意味で重要なものはほかにないのではないか。

私は、古い話で恐縮でありますけれども、混乱の状況に處した政治家の決意について、議会の子と自称する三木総理に次のことを申し上げたいのであります。

最後にお尋ねしたいことは、連座制の強化と百

日裁判の実行であります。

四月十二日の朝日新聞によれば、山梨県富士吉田市において、県会議員の選挙の一票が、A候補は五千円、B候補は三千円、C、D候補は二千円で売買されているという事実が暴露されております。わが国の民主主義政治を守るために、かかる者を処断するのは理の当然だらうと思うのであります。

昭和五年四月、ロンドン海軍軍縮条約調印に当

官 報 (号 外)

あつたと思ひます。

私は、そうは思わないのですよ。最近において、選舉民の選舉に対する、また政治全般に対し

また、現在の参議院の全国区制度、これは非常に弊害が多いという御指摘、われわれもそう考えておる。これは、どうしても全国区という制度と

るいは技術上の問題もござりますので、これはやはり研究させていただきたい。私も、方向としては、やはりそういうことだと思うのです。

うとも、よし自分の生命を失うとも、日本のため  
にまとめなければならない。」こう言い切つて、軍  
部の反対を抑えたその教訓であります。

三木総理並びに与党の領袖諸君は、国を思うう  
であるならば、よしや野党の案であつても、われ  
われの案に御賛成なさるよう、その勇気と決断を  
期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣三木武夫君登壇〕

この公職選挙法及び政治資金規正法の改正は、国民の大多数は不満であるというような御批判があつたわけです。

は間違いない。したがって、百歩前進でなければ

だめだ、七十歩とか八十歩ではいけないという、そういう議論であつては、一向に物事が前進しないためではないか。これは、やはり政治資金規正法の改正にしても、公職選挙法の改正にしても、前進を目的としているのである。

指して一步一步努力することが現実的である」という判断から、今回の提案を行つたわけであります。

私は、そうは思わないのですよ。最近において、選挙民の選挙に対する、また政治全般に対しても、批判の目というものは年とともに高まっている。これは、やはりわれわれは、その大衆の目を政治家は恐れなければならぬ、こう考えておるわけでござります。したがつて、日本の選挙界の将来というものに、私は極端な悲観論ではないわけです。だんだんと国民の自覚、批判、これにはもう候補者は次第に淘汰されてくる、年とともに厳しくなつてくる、こう見ておるわけでござります。

また、現在の参議院の全国区制度、これは非常に弊害が多いという御指摘、われわれもそう考えておる。これは、どうしても全国区という制度といふのは一遍考え方直さなければならぬ。

大柴君は、社会党の提案、すなわち拘束式比例代表制、私は、これは非常に傾聴すべき案だと思っております。自民党の中にも相当な賛成者がおりますので、大柴君の、死んだのか生きておるのかということ、これは死んではないというふうなことをいいます。

しかし、全国区の問題については、各党間の考え方というものが非常に大きく違っているわけであ

るいは技術上の問題もござりますので、これはやはり研究させていただきたい。私も、方向としては、やはりそういうことだと思うのです。

金がかかり過ぎて、このことが、日本の民主政治の根底を覆すことになるという大柴君の御心配に対しては、私も全く同感なんですよ。こんな金をかけた選挙をやっておつてはいけない。これはやはり、選挙というものが余り金に頼らなくなくて、政策で争われるような選挙にしなければならない。

そういう意味で、今回の選挙法にしても、資金規正法にしても、やはり選挙の資金にして

したがつて、ここで大柴君の御指摘のような、各府県に中核機関を設けて、そして悪を摘発して、もつとそういう面から選挙の肅正を図れという御意見であったが、どうも私は、そういうことでなくとも、やはり国民の自覚、批判、これはますます厳しくなる傾向でありますから、したがつて、その国民の判断にゆだねておいていいのかどうか、この辺は、もう少し検討を要するところである。

ではないか。まあ、きれいな選挙をやる国民運動推進本部というものは、これは常置機関としてあるわけであります。自治省の中にあるわけであります。選挙をきれいにする国民運動推進本部、こういう運動もマンネリにならないように、相当やはり今後も努力をするというような必要は認めます。しかし、いまのところ、大柴君の御指摘のとおり、何か中枢機関を設けるということは、そういう意思は持つておりません。

また、現在の参議院の全国区制度、これは非常に弊害が多いという御指摘、われわれもそう考えております。これは、どうしても全国区という制度と代表制、私は、これは非常に傾聴すべき案だと思っております。自民党の中にも相当な賛成者がおりますので、大柴君の、死んだのか生きておるのかということ、これは死んでいないということです。

しかし、全国区の問題については、各党間の考え方というものが非常に大きく違っているわけですね。そういう点で、これは選挙制度というものでは、政党間の一つの共通のルールでもありますから、これら、私の勇断だけで押し切れと言っても、これ国会という場もあるわけでございますから、この二つの問題は、やはり真剣な課題としてわれわれながら、検討いたしますが、各政党間においても検討してもらいたい課題でございます。

また、選挙公管をもつと拡大せよということですが、諸外国に比べてみまして、日本の選挙公管といふのは、ちょっとと例を見ないぐらい拡大をされておるわけでございます。

大柴君の御指摘の、テレビの活用というの、私もそう考えるわけです。何とかこれをもつと使うことが、金のかからない選挙という意味からいっても、その目的を達成できると思いまが、いろいろ地域によつたら、時間帯の関係、

るいは技術上の問題もござりますので、これはやはり研究させていただきたい。私も、方向として金がかかり過ぎて、このことが、日本の民主政治の根底を覆すことになるという大柴君の御心配に対しては、私も全く同感なんですよ。こんなに金をかけた選挙をやつておつてはいけない。これはやはり、選挙というものが余り金に頼らなくして、政策で争われるような選挙にしなければならぬ。

そういう意味で、今回の選挙法にしても、政治資金規正法にしても、やはり選挙の資金にしても、公開、節度、こういうものを一つの大きな柱として改正をいたしまして、大柴君御指摘のよろづや、金のかかる選挙というものを少しでも改善していくかたいということで、今回の提案をいたしました。

その他のことは、自治大臣からお答えをいただきます。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) 大柴さんにお答えを申上げます。

まず、第一の私に対する質問は、組合が出せる金は純粋なものであるが、しかし、企業がしておるのは何らかの意図がそれに含まれておのではないか、こういう意味において、今度の案の内容が非常に不合理であるというようなお話をさせます。

るいは技術上の問題もござりますので、これはやはり研究させていただきたい。私も、方向としては、やはりそういうことだと思うのです。

金がかかり過ぎて、このことが、日本の民主政治の根底を覆すことになるという大柴君の御心配に対しては、私も全く同感なんですよ。こんなに金をかけた選挙をやっておつてはいけない。こわはやはり、選挙というものが余り金に頼らなくして、政策で争われるような選挙にしなければならない。

そういう意味で、今回の選挙法にしても、政治資金規正法にしても、やはり選挙の資金にして、も、公開、節度、こういうものを一つの大きな柱として改正をいたしまして、大柴君御指摘のよくななな、金のかかる選挙というものを少しでも改善していくたいということで、今回の提案をいたしました。

その他のことは、自治大臣からお答えをいたしました。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

まず、第一の私に対する質問は、組合が出し  
おる金は純粹なものであるが、しかし、企業が  
しておるのは何らかの意図がそれに含まれてお  
のではないか、こういう意味において、今度の  
案の内容が非常に不合理であるというようなお  
ざります。

## 官 報 号 (外)

この選挙制度の問題につきましては、二次並びに五次における選挙制度審議会におきましたが、実は労働組合に対するものも、余りにそれが多額になるというようなことであつては、これは弊害が生ずる、そういう意味で、やはりこれは制限をすべきものであるということが答申をされております。大体、企業といつても組合といつても、その構成の内容はいろいろ違つております。私は、組合員だからといって、全部同じ方向に向かつておると、現実には考へておりません。また、企業におきましても、私は、社会党を応援している方もあるれば、共産党を応援しておる方もいると思うのでございまして、企業だからその献金が悪であるという物の考え方は、実情に合つておらないと私は考へておるものであります。

次に、今までの法案の内容によりますと一千万円を限度にしたのに、今度の法案では一億五千円まで広げておるのは、これは非常におかしいではないか、余りにも企業寄りではないか、こういうお話をござります。

この二千万円といふものを出しましてから、もうずいぶん年月もたつておしまして、しかも、その間においていろいろな選挙が行われておりますけれども、その場合において、企業が政党に献金をいたしておる内容はだんだん変化をしてきております。特にこの前の参議院の選挙等においては、相当膨大な数字が企業から出されたというの

で、金権政治であるという非常な御非難を受けた

わけございます。そこで、私たちは、やはりこれが一定の限度を設けなければならないという

ので、一億五千万円という数字を決めたわけでありますけれども、必ずしもこれが絶対善であるとは考えておりません。

それは、すべて政治というものは現実を離れてはございません。やはり現実を踏まえながら、しかも、理想に向かって一步ずつ前進するというの

が、私は政治の姿ではなかろうかと思うのであります。あまりにも理想に走り過ぎて、現実の政治とかけ離れたことをするのでは困ります。したがつて、組合の場合におきましても、それに相応

として

相当な政治献金ができるような数字を入れておるのでございまして、いま大柴さんが言われた

弊害があるという点については、私も納得はいた

しておりますが、何らかの適当な方法があれば、

もするような場合には、ある一定数の有権者の推

薦で、そうして候補者を決めるということにしてはどうかということをございますが、国民という

ものは、すべて政治に参画する権利が憲法で保障

をされておるわけであります。ところが、そ

うして、これは、やはりそういうふうに決まつた

場合においても、本人がそれは違いますとい

うことです。それで、われわれも、なるほ

どそれはもつともあるということから、実は大

柴さんのお考へになつたような案にはいたさな

かつたわけございまして、この点もひとつ御了

承願いたい。

今後の問題としてどうあるべきかということに

ついて、御検討願うことは別でありますけれど

も、私は、やはり法務省が考へておる、罪人とい

えども、何らの弁明も許さないということは不当

ではないかという意見については、やはり賛成を

せざるを得なかつたということを御了承願いたい

と思うのであります。(拍手)

これは考慮をするととも、いやしくも、個人の

憲法上に認められておるところの権利を、こうい

う形で制限することがいいかどうかということに

ついては、われわれとして、にわかに賛成をいた

しかねますので、現在のような法案を提案いたし

ておるわけであります。

次に、連座制について、もっと嚴重にして、た

とえば百日裁判とかなんとかいうようなやり方

で、悪いことをしたような候補者、あるいはそ

でなくとも、会計責任者とか総括責任者が罪が決

まったならば、直ちにこの候補者を失格せしめる

のが適当ではないか、こういうお話をございま

す。

実は、私たちもそういう考え方で一時おつたわ

けでございますが、法務省いろいろ検討をいた

して、公職選挙法の一部を改正する法律案並びに

政治資金規正法の一部を改正する法律案に関し

て、総理大臣並びに関係大臣に質問をいたしましたところが、法務関係で言いますに

ます第一に、総理にただしたいことは、民主主

義の基本であり、憲法で明確に保障されている言

泡沫候補が出て、そうしてそれが、たとえばテレビの放送をするような場合でも、時間帯が足りなくて、本当に十分な放送というか、候補者の理念あるいは政策が一般にわかつてもらえないという弊害があるではないかという御指摘は、ごもっともな御指摘であると思うのであります。

われわれも、実はこの点については、十分いろいろと検討をいたしたのでござりますけれども、その間にいろいろな選挙が行われておりますけれども、その場合において、企業が政党に献金をいたしておる内容はだんだん変化をしてきております。特にこの前の参議院の選挙等においては、相当膨大な数字が企業から出されたというの

で、金権政治であるという非常な御非難を受けた

ばかりでござりますが、法務省いろいろ検討をいたしましたところが、法務関係で言いますに

ます第一に、総理にただしたいことは、民主主

義の基本であり、憲法で明確に保障されている言

○議長(前尾繁三郎君) 林百郎君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔林百郎君登壇〕

○林百郎君 私は、日本共产党・革新共同を代表

して、公職選挙法の一部を改正する法律案並びに政治資金規正法の一部を改正する法律案に関する質問をいたしました。まず第一に、総理にただしたいことは、民主主義の基本であり、憲法で明確に保障されている言

論、出版、その他一切の表現の自由に対する三木内閣の態度、及び国民主権と議会制民主主義に対する三木内閣の政治姿勢そのものについてであります。

昨年十二月二十五日、本院で採択された選舉の明正に関する決議では、「そもそも選舉は議会制民主政治の基盤であり、正々堂々たる政策論争を開して國民の審判を受けるべきもの」と述べておられます。

また、総理、あなたは、総理に就任される直前の昨年九月、中央公論誌上で「言論の自由、思想の自由、政治活動の自由、表現の自由などの基本的人権は、絶対に確保すべきものである」と明言されております。

しかし、今回三木内閣が提出した公職選挙法の一部改正案は、第一に、選舉期間中は、選舉に関する報道、評論を掲載した確認団体の機関紙及び一般紙に至るまで無料配布を禁止し、自由な出版表現活動に不当さわまる規制を加えるものであります。

第二に、政党、政治団体の機関紙誌の号外に至つては、有料、無料を問わず、配布を全面的に禁止するという、かつて見ない言論、表現の自由に対する全面規制が盛り込まれているのであります。これは明らかに民主主義と憲法に対する驚くべき挑戦であります。また、これがさきの全会一致の国会決議に明確に反するものであり、さらに総理自身のかつての主張とも相反する無責任をわ

(拍手) まりないものであることは明らかであります。

この点について、総理の責任ある答弁を求めるものであります。

次は、国民の知る権利に対する保障の問題であります。

日本国憲法にも明らかのように、選舉は議会制民主主義の根幹であります。また、選舉に際しては、主権者である國民がその権利を行使する上

で、何物にも拘束されない自由な選択が保障されなければなりません。國民は、選舉期間中こそ、選

挙の争点、政党や候補者の実績と、その政策並びに理念などを知る権利があります。これは何人も奪うことのできない、國民の固有の権利であります。

しかし、政府案は、選舉期間中、國民が政党と候補者を選択するのに最も必要な政党の政策や主張を知る権利を著しく制限しております。また、政党がこれらのことを行おうとしておられます。これほどの先進

で、わが党の内藤議員に、ビラの洪水が規制の根拠だと答えていますが、これは一部の現象を意図的にとらえて、言論の自由という根本的な國民の権利を否定するのに利用しようとする、まさに暴論と言わざるを得ません。

たとえば、重大な規制を受ける各新聞社も、このたびの法案に対して、この非を次のように指摘しております。

四月五日には、読売新聞の社説は、政党の機関紙誌が選舉時に啓発宣伝に努めるのは当然であると考へられますが、総理は一体どう考えておられるか、その見解をお知らせ願いたい。

総理、さらに重大な問題は、今回の規制の対象

団体の機関紙誌、業界紙誌、ローカル紙誌、各種

の週刊誌ですが、選舉に関する報道、評論をしている以上、無料配布による宣伝や拡張行為を含め、一切の無料配布が禁止されることであります。

したがって、選舉中読者の拡張や無料配布を続けるには、選舉の報道、評論を一切やめざるを得ないのであります。これは、かつての治安維持法や新聞紙法、出版法によって発売禁止、削除な

どもファシズム的な言論弾圧が行われた戦前の暗黒政治への道に通ずるものと言わざるを得ないのであります。

以上の点について、総理の責任ある見解を求めるものであります。

総理は、去る三月十二日、参議院の予算委員会で、わが党の内藤議員に、ビラの洪水が規制の根拠だと答えていますが、これは一部の現象を意図的にとらえて、言論の自由という根本的な國民の権利を否定するのに利用しようとする、まさに暴論と言わざるを得ません。

たとえば、重大な規制を受ける各新聞社も、このたびの法案に対して、この非を次のように指摘しております。

四月五日には、読売新聞の社説は、政党の機関紙誌が選舉時に啓発宣伝に努めるのは当然であると考へられますが、総理は一体どう考えておられるか、その見解をお知らせ願いたい。

総理、さらに重大な問題は、今回の規制の対象

挙のためにはもつと運動を自由化し、開放的にする必要がある。自民党などは紙爆弾、ビラ公害と

誇張し過ぎる。むしろ陰湿な形で行われている錢爆弾、錢公害の方にこそ徹底的にメスを入れるべ

きだ。こう指摘しております。すなわち、自民党による買収、供應、金権、企業ぐるみ選挙こそが問題であることを明らかにしているのであります。

このように、事は言論、表現、結社の自由に関する憲法の諸原則、国民主権と議会制民主主義の原則に対する許しがたい挑戦であると断ぜざるを

得ないが、どうか、総理の明快な答弁を求めるものであります。

このことと関連して指摘しておきたいことは、國民の厳しい指摘を受けた企業ぐるみ選挙が、今回の一斉地方選挙でも、大企業を中心に、大規模に行われている問題であります。わが党がさきに明らかにしたように、事もあるうに、自民党の中曾根幹事長は、三月二十一日、日経連の緊急会員懇談会に出席し、企業ぐるみ選挙を要請しているのであります。

わが党は、かかる不法な企業ぐるみ選挙に対し、三木総理に直ちに厳正な措置をとることを申し入れましたが、清潔な政治を主張するあなたが、企業ぐるみ選挙によつて國民固有の権利である自由な選択に不当な抑圧を加えることについ

て、いかなる責任をとられるのか。規制すべきでない言論をあえて規制し、直ちに規制すべき企業

公職選挙法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する林百郎君の質疑

昭和五十年四月十八日 衆議院会議録第十七号

五八三

ぐるみ選挙は野放しにする、かかる事態について、総理の責任ある答弁を求めるのであります。

(拍手)

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案について質問いたします。

(拍手)

今日、国民の厳しい批判を浴びている金権腐敗政治の根源が、自民党を中心とする一部政界と大企業、財界との癒着にあることは、だれの目にも明らかなところであります。現に、三木総理自身、さきに挙げた中央公論の九月号で「企業から多額の献金を受けた候補者は企業の代弁者となり易い。労働組合にかかえられた候補者もまたの組合の代弁者となる。」「金権を代表するかのことくみられる現在の自民党的体質では、インフレにとり組む姿勢が疑われる。」と述べておられます。

ところが、今回政府から提出された政治資金規正法の改正案は、国民の強い要求に反して、企業、労働組合など団体献金を存続させることによって、金権腐敗政治の根源を温存させるものとなつてゐるのであります。政府は限度額を設けたことによって、企業献金に節度を設けたものと言つておられるが、その内容はどうか。改正案によれば、派閥献金も含めれば、最高一億五千万円にも達するようなきわめて高い限度額を設け、その限度額までは政治献金の拡大を合法化するものであり、これこそ政治資金の規制どころか、むしろ企業献金拡大法とも言うべき悪法であります。

それは、さらにわが党の調査によつても、全国の株式上場会社千六百六十社について、限度額いっぱいの献金を集めると、実に二百九十億円、億円を超えるという事実によつても端的に示されているのであります。

さらに本法案によると、ある企業の政治献金限度額が守られたとしても、その企業が業界団体や任意団体をつければ、それらの団体を通じて、政治献金を幾らでも上積みができるという抜け道をちゃんと準備されているのであります。

このようないきなりの企業献金をますます拡大奨励する法案の、どこをもつて一体節度が守られているといふのか、明確に答弁されたい。

また、これは自治大臣にもお尋ねしたいのです。が、政党に対する献金は、一万円を超えるば、寄付した者の氏名、住所、職業等の報告義務があるのに、派閥や後援団体については、百万円までは非公開でできると区別されておりますが、これは一体いかなる理由によるのか、総理並びに関係大臣の明確な答弁を求めるものであります。

最後に、私は、三木総理が就任当初強調されていた対話と協調の精神という姿勢が、今回の二法案に一体どのように具現されているのか、お尋ねしたいのであります。

総理、あなたはこの法の改正によって、自民党のこれまでの深い金権腐敗の政治体質が一体解決できると、本気で考へておられるのですか、率直かつ明確な答弁を求めます。

日本共産党は、創立以来一貫して財界や大企業からの献金をびた一文もらつたことのないただ一つの政党であります。

総理は、わが党がかねてから主張しておる、政治献金の最も正しいあり方として、企業、労組など、一切の団体の政治献金を禁止し、寄付は個人に限るという主張を直ちに受け入れるべきであると考えるが、その用意があるかどうか、明確な答弁を求める次第であります。(拍手)

さらに、これも総理と自治大臣お二人にお聞きしますが、ここで特に指摘しておきたいことは、今回の政治資金規正法の附則改正についてであります。

これによりますと、労組や民主団体など、今まで選挙中でも一定の政治活動が保障されていた団体にさえ、「政治団体」を「政治活動を行う団体」と言いきることによって、大幅にその活動が規制される危険があるということであります。このようないきなりの改正は、断じて許すことができないところであります。総理並びに関係大臣、自治大臣の答弁を求めます。

最後に、私は、三木総理が就任当初強調されていた対話と協調の精神という姿勢が、今回の二法案に一体どのように具現されているのか、お尋ねしたいのであります。

総理、これが一体あなたが言つた対話と協調の姿なのですか。しかも、あなたは、自分の当初の公約に反して、最近行われた一斉地方選挙中においても、かつて前例を見ない、各政党の機関紙に対する警視庁の警告なるものを行つて、政党の活動に重大な干渉を加える一方、あなたの自身が批判していた田中内閣さえ手をつけられなかつた機関紙、一般紙誌の規制を強行しようとしておるのではありません。一体、これらが姿勢のどこに対話と協調の精神というものがあるのですか。総理の公約なるものは、全くの見せかけにすぎなかつたと言わざるを得ないのであります。(拍手)

はいけない、選挙運動というものに対しても、一方だけで押し切るということはルールとしての公正を欠きますから、各党でこれを話し合う」と答

が、政府・自民党は、本院の公職選挙法改正小委員会で各党の合意を得た衆議院定数是正案の実行を、参議院全国区制の改正と一括でなければ行わないなどと、こういう勝手なワンパッケージ論で引き延ばしてまいりました。そして、全国区制問題が自民党自身の内部矛盾でまとまらなくなると、今度は、小委員会では全く論議もされず、議題にもなってない政党機関紙、一般紙誌の規制を、突如として、一括にして、しかも一方的に提出するという態度で出てこられたのであります。

こそ、議会の意思を無視するものであります。これこそ、議会の意思を無視するものであります。

総理、これが一体あなたが言つた対話と協調の姿なのですか。しかも、あなたは、自分の当初の公約に反して、最近行われた一斉地方選挙中においても、かつて前例を見ない、各政党の機関紙に対する警視庁の警告なるものを行つて、政党の活動に重大な干渉を加える一方、あなたの自身が批

判していた田中内閣さえ手をつけられなかつた機関紙、一般紙誌の規制を強行しようとしておるのではありません。一体、これらが姿勢のどこに対話と協調の精神というものがあるのですか。総理の公約なるものは、全くの見せかけにすぎなかつたと言わざるを得ないのであります。(拍手)

## 官報(号外)

一体、三木総理は、みずから公約に対しても、どのような責任ある態度を感じておるのか、とろうとするのか、明確な答弁を要求するものであります。

日本共産党・革新共同は、今回の公選法、政治資金規正法の改正二法案の真のねらいが、一方では正々堂々たる政策論争を通じて国民の審判を受けるという、本来の選挙戦の正道を極度に規制しながら、他方では、利益の誘導や買収、供述、強制など、旧態依然たる金権選挙、企業ぐるみ、官序ぐるみ選挙など、本来厳しく規制すべき選挙腐敗の道を温存して、こうして、まさに党利党略的な選挙制度の改悪の上に、自民党支配の長期化をねらうものと断ぜざるを得ないのです。

現に、椎名自民党副総裁が、四月十五日、内外情勢調査会の会合で「小選挙区制導入の策動とあわせて考へるならば、事態はいよいよ重大であります。この点について、総理の責任ある答弁を求めるものであります。

わが党は、三木公約と称して、憲法に明確に違反する政党機関紙、一般紙誌に対する規制を持ち出することは、断じて許すわけにはいきません。いま国民が切実に求めていることは、すでに各党で合意をしておる衆議院の定数是正を、まず直ちに実行することであります。また、政治資金の規制については、企業、労組献金などを嚴重に禁止して、金権腐敗政治の根を完全に断ち切ることであります。

このことを強く私は三木総理に要求して、私の質問を終わります。（拍手）

【内閣総理大臣三木武夫君登壇】

○内閣総理大臣(三木武夫君) 林君にお答えをいたします。

林君は、全体を通じてピラの問題、これを中心に論じられたわけでござりますが、御指摘の、本院において決議をされた、「選挙は正々堂々と政

策論争を展開して国民の審判を受けるべきものあり」とか、あるいはまた、私の中央公論に対し

て、言論、思想、政治活動、表現の自由は絶対に確保すべきだというようなこと、こういうこと

は、私の変わらない信念であります。だからこそ、自由社会を守らなければならぬと私は言つておるわけであります。また、憲法の表現の自由、

権利、こういうものに対しても、当然に、これは厳肅に守るべきがわれわれの責任であることは、もう林君の御指摘を待つまでもないわけでござります。

ところが、私は、その憲法の問題と、今度林君が提起された問題は、別のカテゴリ一だと思うのです。最近の選挙運動には、選挙の期間、常でないうわけであります。これは、公職選挙法の特別委員会においても十分御審議を願いたいと思うわけでございます。

私は、いま申したように、言論の自由とか表現の自由を制限しようという考え方は毛頭ないのであります。私自身がそのためみずから闘おうと思つておるわけですから、そういう考え方ではないということは明らかにしておきたいと思うわけでござります。

選挙用の文書は配布してもいいということに由来はなつていいのですよ、現行選挙法では、それでも相当な厳しい制限をしておるわけですね。自

は恐らく、立法の精神は、選挙の場合における公職選挙法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する林百郎君の質疑

正を維持しようということで、選挙期間中には、選挙文書といふものは自由に配布してもいいといふことになつてない。非常な制限を受けておる。

したがつて、機関紙の号外という形で、最近、選挙用の文書と変わらないそういう号外が、大量に、無償で、無差別に配布されておる。このことが、どうも選挙の公正を害するのではないかという批判

があることは事実ですよ。批判があることは事実です。その批判にひとつたえようというのが、この今回の改正案になつたわけでござります。

したがつて、憲法の言論の自由とか表現の自由とか、こういうものとは全然別のカテゴリであります。

選挙運動の期間の、選挙運動中という限られた期間に、しかも選挙文書に関して、ある程度の制限を加えることが、かえつて選挙の公正を維持する。選挙運動の期間の、選挙運動中といふ限られた期間に、しかも選挙文書に関して、ある程度の制限を加えることが、かえつて選挙の公正を維持

する道ではないかということでありますから、それはもう憲法とは別のカテゴリ一であると私は思ひます。

それからまた、そのことが、選挙法の、悪質な選挙違反、この規制を免罪するようなつもりはないか。

そこそこは全然ありません。そのことは、今回

の公職選挙法の改正においても、どこにもそ

うわけであります。これは、公職選挙法の特別委員会においても十分御審議を願いたいと思うわけでございます。

そんなことは全然ありません。そのことは、今は厳しくやりたいということが、今回の改正案の内容をなしておるということは、御理解を願いたいわけでございます。

また、政治資金規正法について、企業献金と組合の献金を直ちに禁止せよ、こういう御意見でござります。

私も、政党の資金は、先ほど申しておるよう

に、党費と個人の寄付で賄うことが理想だと思ひます。まだ現在それが実行できないことを遺憾

はないのであります。一般紙に対しても、ある

いは政党の機関紙とか、あるいはまた一般の日刊

紙などに対して、制限を加える考えは全然ないの

ですよ。それは有償である限り、これはもう何ら

の制限は考へていないのであります。号外と

いつても、選挙文書とも言わるべきような文書が

大量、無差別に配布されることが、選挙の公正を

維持する道かどうかということに、やはり非常な

疑問があつて、こういう法案の提出をいたしたわ

けでございますから、その真意というものは、林

君においても十分に御理解を願いたいと思うわけ

でございます。

それからまた、そのことが、選挙法の、悪質な

選挙違反、この規制を免罪するようつもりはな

いか。

そんなことは全然ありません。そのことは、今

の公職選挙法の改正においても、どこにもそ

うわけであります。これは、公職選挙法の特別委員会においても十分御審議を願いたいと思うわけでございます。

私も、政党の資金は、先ほど申しておるよう

に、党費と個人の寄付で賄うことが理想だと思ひます。まだ現在それが実行できないことを遺憾

に思つておりますが、しかし、これはやはりその理想といふものが影をひそめたわけではない。これは自民党自身の問題であります。五年後には、政党の経常費については、企業の献金を辞退するという党議の決定を行つたわけでありますから、こういう点において、この問題が、こういう私の一つの理想、原則といふものが全然失われたとは、私は思つていいわけでござります。

それからまた、企業ぐるみの選挙について、いろいろな御批判がありました。

企業もまた政治に相当関与できる面があること

は当然でございますが、しかし、企業が選挙の自由を妨害したり、買収、利害の誘導など、違法な行為があれば、これはもう法に照らして厳重に処置をすべきことは当然でございます。

また、最後に、いろいろ私のやつておることが、対話と協調の精神に反しているではないかということございました。

対話と協調といふことは、私の重要な政治姿勢でありますから、私は、これを崩すことは絶対にないということございます。

今度の両法案につきましても、たとえば、その中で一番重要な、民主政治の根幹にも触れるような選挙区制度の問題については、これはやはり小委員会等においても十分お話し合いを願つたわけでございまして、法案に出した全部が全部、小委員会で話がまとまつたものを出すというわけにはまいりませんけれども、重要なものについては、

各党間の話し合いでできるだけやつていいこうとしているわけでござります。したがつて、対話と協調というこの基本的な姿勢は崩すことはない。

また、今回の選挙法でありますが、選挙法の改正の背後には、何か、小選挙区を実施しようとする意図が布石になつておるのではないかというよううな御質問があつたけれども、今回の改正案の背景には、特別な意図は何にもありません。そういうふうに御承知を願いたいのでござります。

あとは、自治大臣からお答えをいたします。(拍手)

【国務大臣福田一君登壇】

○国務大臣(福田一君) 林さんにお答えを申し上げます。

ただいま総理から、大部分の問題についてはお答えがございましたので、私は、これを補足して申し上げてみたいと思うのでござりますが、大体林さんは、選挙期間中にいろいろの制限を設けるのが問題だということをおつしやつておるのであります。私は、政党政治をやる上から言えば、選挙期間中などを問題にしてはいけないと本当は思つておる。大体、日常座談、われわれの政治活動というものを国民に知つてもらう努力をするところが、これが本当の意味における民主政治のあり方であると思うのであります。(拍手)

次に、会社がいろいろな任意団体をつくって金を集めるとするにすると、一億五千万円というような限度を非常に超えた額が集まるではないかという御説明だと思います。

しかし、いやしくもこののような公職選挙法が二つの団体をつくつて、そこからあるいは自民党その他に献金をするというような、そんな非常獲得しているはずなんです。(拍手、発言する者

公共の福祉というものを中心にして、ある程度の制限を設けることは、これは憲法において認められておるところであります。そういう意味で、総理はこのお答えを申し上げておったわけでござります。

次に、ビラの規制に関係しまして、日刊紙等でも何か非常な制限をいうお話をございました。われわれが考えておりますのは、総理も申し上げたように、有料でなければいけないということにいたしましたのは、その期間において、たとえば新聞の拡張をいたすために無料で配付するといふことを認めます。そこで弊害が起きた問題が生じますから、ある一定の、二十日間とかあるいは十日間とかいうような一定の期間内だけは、ひとつお差し控えを願いたいというのでございまして、この点は、私は日刊紙の方も御理解をしていただけると考えておるのであります。

次に、企業ぐるみの選挙をやることについて、この間、幹事長から何か問題があつた、そういうことを言われたということあります。幹事長が言つたことは、決して、集まつた人に、皆さん全員やつてくださいとかいうような意味のことではありません。たとえそう言つたからといって、みんながやるものではありません。選挙といふものは、それほど簡単に、何かだれか一人が物を言つたとか、総理が言つたとかということで問題が解決するのなら、いまどろは自民党が全議席を獲得しているはずなんです。(拍手、発言する者

あります。要するに、私が申し上げておることは……(発言する者あり)聞いてからにしてください。私が申し上げておることは、そういうような場合で話をいたしましても、そういう場合に、あなた方は必ずこれをやってくださいなどというようなことを言えるものではありません。また、そういうことを言つておるのではない。幹事長といふものは、そういうような無責任な、また、皆さんから非難を受けるようないたまにいたしておきます。(拍手)

次に、企業は政治活動をしてもいいじゃないか、また、組合も政治活動をしてもいいというわれわれの考え方は、これは現実の問題として私は企業も全部制限する、そういうような姿は、現で一遍に、組合の活動も全部制限する、あるいは企業も全部制限する、そういうような姿は、現実の政治活動としては、私は余り適当でないという判断に立つて、このような法案を出しておるということを御理解願いたい。

次に、会社がいろいろな任意団体をつくって金を集めるとするにすると、一億五千万円といふような限度を非常に超えた額が集まるではないかという御説明だと思います。

しかし、いやしくもこののような公職選挙法が二つの団体をつくつて、そこからあるいは自民党その他に献金をするというような、そんな非常

識なことを国民が許す道理はございません。私は、そのようなことはないと、固く信じておるものでございます。

次に、政党に出した場合は、一万円以上は公開する、それから、ほかの政治団体の場合は百万円までは公開しないでいいということです。

これは、やはり寄付者の自由意思というものを尊重していった方がいいのではないかということをございまして、将来、これがたとえば全部個人献金というようなことになれば、これらの問題も順次解決を見ると思いますが、私は、そういう現実を踏まえて、この百万円という数字を規定したということを御理解いただきたい。これは寄付者の意思を尊重するという意味が多分含まれておるわけでございます。

その次に、附則の改正でもって、労組や企業が今後どういうようなことになるのかさっぱり明らかでないということです。それは総理からお答えをいたしましたから、省略をさせていただきます。

次に、対話と協調というお話をございます。

私も、三木内閣の一員でござりますからして、対話と協調ということは常に心がけていかなければならぬと考えております。しかし、対話と協調という言葉は、議会政治の立場におきましては、一党だけが反対すれば何もできないというのは、対話と協調だとは私は考えておりません。そ

はり相当の多数の者、二党なり三党なり、あるいは一党でもよろしうございますが、とにかく多数の者がこれがよいということであれば、これを認めるのでなければ、民主主義政治とか議会政治というものは、これは存在の価値をなくしてしまうことになるのであります。この点は御理解をしていただきたいと思うのであります。(拍手)

その次に、警視庁が、この間、都知事の選挙等

で警告をしたというのはけしからぬということです。

これは、ちゃんと法律で規定をされておることを警視庁がやつただけでございます。いやしくも法廷国である限りにおいては、法律がある以上は、これが改正されるまではこれを守るということでなければ、議会政治というものは成り立たないと私は思つておるのでございまして、警視庁のとつた態度は、当然であると考えておる次第でございます。

このような政界の不透明さわまる政治資金のあり方を正し、旧態依然とした政党意識から脱却し

て、新しい理念のもとに政党の本質を改善し、国民監視のもとで、清潔、公平に、国民の国民による国民のための政治を実現することこそ、政党の責務であると考えるものであります。

公明党は、国民の主権を尊重し、議会制民主主義を、名実ともに確立するための基本問題である政治資金規正法については、政治献金を通じ、政治が特定の法人などに支配されることを防ぎ、国民に信頼される政治実現のため、政治資金の寄付

○副議長(秋田大助君) 林孝矩君。  
〔林孝矩君登壇〕

〔林孝矩君登壇〕  
○林孝矩君 私は、政府提案の政治資金規正法の一部を改正する法律案及び公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、公明党を代表し、質問を行います。總理の率直かつ明確な答弁を求めるものであります。

は個人に限る抜本的な改正案を、立党以来七回にわたって国会に提出してきたのであります。

(拍手)

政治資金を改革し、政治と金の関係を明瞭かつ節度あるものにするため、企業献金は三年の経過措置の後、廃止するとは、三木總理みずから掲げた公約であります。自民党内の圧力に屈して、今回の改正案は總理の公約から大幅に後退し、

「改正法の施行後五年を経過した場合においては、その施行状況を勘案し」と、まことにあいまいもことして、企業献金の廃止を明記しないのは重大な公約違反であります。

一体、總理は、自民党の金権本質、政財界の癡着が、国民の政治不信を増大してきたことに対する責任を、どのように認識しておられるのか、改めて政治と金のあり方について、将来とのように考えられておるのか、具体的に示していただきたいであります。

まだ、企業献金についてありますが、政治献金の本来のあり方は、思想、政治活動の自由の原則に基づく、国民の主権により、自然人の自発性によるべきものであると考えます。自民党に対する企業献金は、従前より割り当てによるものであつて、自発性という要件すら満たしておりません。

企業の政治献金は、企業そのものの目的から言つて、政治権力との結びつきを必然的にもたらす企業利益の見返りを期待するものになること

は当然の帰結であります。これは、公平であるべき民主政治の基礎原理を侵害する行為であつて、国民の間接的な政治参加とみなすことはできないであります。

改正案は、企業献金及び労組、職員団体の献金額を最高一億円とし、さらに派閥等への献金をその二分の一とし、合わせて、最高一億五千万円に上る献金が可能になることは、過去いずれの改正案より大幅な後退であり、まさに、政治資金の規制ではなく、奨励案であると言うべきであります。

総理自身、企業献金は悪ではないと言つて前言を翻し、ただ、企業献金の限度額を設けさえすればよしとする姿勢は、依然として政治献金による政治腐敗の根源にメスを入れることをあえて避けるものであり、政界浄化の意思、全くなしと断ずるものであります。企業献金を是として、実質的にこれを奨励しようとする本案の意図に對する、国民の納得のいく答弁を求めるものであります。

さらに、改正案の重立った矛盾を指摘するならば、第一に、個人献金も二千万円を限度額とすることは、個人献金の形での寄付であり、会費であつても、企業役員等の個人名義で企業献金を肩がわりして、企業献金の増加をたくらむことができるだけでなく、第二に、同一の派閥や個人に対する寄付は年間百五十万円を超えてはならないと規定していますが、個人の出す党費、会費であ

ばこの規定に触れず、全く無制限で支出できる」と、第三に、政党への寄付が一万円を超えた場合、その公開を義務化している反面、派閥や個人後援会への寄付が百万円以下であれば、公開の原則を適用せず、多数の寄付を集めても、その出所が不透明であり、第四に、公表された個人献金について、所得の二五%まで控除の優遇措置が講ぜられていましたが、少なくとも派閥や国会議員、知事、都道府県会議員などに対する個人献金の税制が透明度を高め、選舉の運営に貢献する個人献金の税制ではなく、奨励案であると言つべきであります。

以上述べましたように、本法案は、個人による拠出を一層強化すると規定しながら、すでに国民党論となっている個人献金への裏づけは何も盛り込まれておらず、しかも、最近に至って、企業献金再開を財界に要請するなど、依然財界依存の体质を温存し、積年の金権政治から脱皮できない本改正案のこれら問題点について、総理の明確なお答えをいただきたいのであります。

次に、公職選挙法の改正案について、きわめて重要な点にしほって伺います。

議会政治は、主として政党によって運営されるわけですが、その日常活動の一環である政党や確認団体の機関紙誌または一般紙誌の配布は、選挙の期間中は有償に限ると制限し、選挙に関する報道、評論を掲載することを禁止し、事実上、無償の号外領布を禁止しています。これは憲法の言論、表現の自由や国民の知る権利を侵害するものであります。(拍手)

また、広宣活動の一環としての政党の機関紙誌の号外の配布は、党の政策や政治路線を有権者に認識してもらうためのものであつて、選挙意識の高揚をもたらしてきたのであります。これをむやみに禁止すれば、選挙における政党間の政策論争などが行われなくなる結果、政策論争中心ではなく、選挙そのものの争点をあいまいにする中で陰謀化し、やがて義理や情実が中心となり、取り締まりべき悪質な買収、供應などの腐敗選挙が横行するおそれが増大することは明白であります。

選挙運動は、本来自由で開放的であるべきなのが至当でありますが、現行の公職選挙法は、全文二百七十三カ条のうち、およそ百カ条近くが禁止、制限条項に満ち満ちた、いわゆるべからず法とならっています。これに加えて、今回の自民党的な措置は、政治的的意思形成の過程から批判、選択の自由を奪い、表現の自由も閉鎖しようとをするものであり、選挙をますます国民から遠ざけ、政治的無関心層の増大を誘導し、民主主義の生命とも言うべき文書活動を消滅の危機にさらすことになるのであります。

金のかからない選挙の実現という名目で、新聞による政党の政策広告の費用を国庫負担とする一方で、特に選挙期間中の号外の内容制限を加えることは、筋違いと言わざるを得ません。

こうして、企業献金存続の意図と同様、権力をもつて国民から批判と選択の自由を奪い去ろうとする党略的な策謀は、まさにファシズム的姿勢であると考えます。総理の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

三木総理は、総裁就任前、中央公論の中で、「言論、思想の自由、政治活動の自由、表現の自由、結社の自由などの基本的人権は、絶対に確保すべきものである。これらのものを失うと、社会も文化もみずみずしい潤達さを失うのである」と、まことに潤達な御意見を述べております。

しかし、改正案に見る憲法軽視の危険な姿勢、時代逆行、有権者べつ視の姿勢は、三木総理のいかなる心境の変化によるものなのか、総理みずからの発言を踏まえて、明確な答弁をお願いします。(拍手)

## 官報(外)

次に、国会議員の選挙で、確認団体が所屬候補者数に応じて回数を定めて出す、国庫負担による新聞の政策広告の問題であります。

マスコミの報道するところでは、すでに衆議院選挙で自民党七回、社会、共産党四回、公明、民主党三回と報道しております。これは政治活動そのものに直接差をつけることになり、各党とも公平に同じ回数にするのでなければ不法であると考えますが、これに対する総理の見解を伺います。

最後に、戸別訪問や政治活動の自由化に関する選挙はできるだけ明るく、自由なものとし、資金のかからない運動を推進するためにも、退去義務、訪問時間等、一定の基準を定めて戸別訪問を認め、選挙を対話の場に戻すべきであると考えます。すなわち、戸別訪問を自由化し、候補者、運動員、第三者を問わず、これを認めるべきである

○内閣総理大臣(三木武夫君) 林君の御質問にお答えをいたしました。

先ほどからもしばしば申し上げておりますように、私は、政党の資金というものは、党費、個人的寄付によって貯うことが理想だと思っておるわけであります。したがって、かねがねから、三年間で企業献金を廃止してはどうかということを主張してきたのでございます。それが実現できなかつたことは遺憾に思っています。この法案にお

ます。选举で自民党七回、社会、共産党四回、公明、民主党三回と報道しております。これは政治活動そのものに直接差をつけることになり、各党とも公平に同じ回数にするのでなければ不法であると考えますが、これに対する総理の見解を伺います。

最後に、戸別訪問や政治活動の自由化に関する選挙はできるだけ明るく、自由なものとし、資金のかからない運動を推進するためにも、退去義務、訪問時間等、一定の基準を定めて戸別訪問を認め、選挙を対話の場に戻すべきであると考えます。すなわち、戸別訪問を自由化し、候補者、運動員、第三者を問わず、これを認めるべきである

○内閣総理大臣(三木武夫君) 林君の御質問にお答えをいたしました。

先ほどからもしばしば申し上げておりますように、私は、政党の資金というものは、党費、個人的寄付によって貯うことが理想だと思っておるわけであります。したがって、かねがねから、三年間で企業献金を廃止してはどうかということを主張してきたのでございます。それが実現できなかつたことは遺憾に思っています。この法案にお

いても、五年後に検討するということになつておりますが、自民党は、その法案の検討に先立つて、五年後には企業献金を辞退して、みずからのお党費と個人的寄付によって党の経常費は賄うといふがつて、私のそういう今まで言つてきた精神、原則は、これは捨ててはいきうことは御理解を願いたいのでござります。

それから、企業献金と労働組合団体の献金が最高一億円となって、他の団体への献金二分の一とすれば、最高一億五千万に上るではないかということでした。資本金五十億以上の企業については、政治献金が三千万円で制限をされておるわけであります。御指摘のような一億五千万円というのは、資本金が五十億円以上といふ企業のような、ごく特別な企業であつて、一般的企業の例ではない。しかし、それだけの規制をすることでも、従来の企業献金に比較いたしますと、相当厳しい制限になつておるということは、御承知を願いたいのでござります。

また、個人献金を最高二千万円までとしたということは、これは個人は従来無制限であったわけですが、これをやはり二千万円に制限をしたといふこと、個人の献金というのは、自分の可処分所得の中から出するものであるので、これだけの制限が適当であろうということをいたしたのでございました。

林君が一番に問題にされたのは、共産党の林君も御指摘になつたように、選挙運動用の文書といふものについて、一番質問の重点があつたと思ふがつて、私のそういう今まで言つてきた精神、原則は、これは捨ててはいきうことは御理解を願いたいのでござります。

これは、私の中央公論に対する論文なども御指摘になつて、そして、あるいは憲法の条章等もおきになつて、いかにも言論の圧迫、表現の自由を圧迫、憲法にも違反するような考え方ではないかといふふうに言われましたけれども、これは憲法とは全然別なことである。それはわれわれ自身が、もう林君と同じように、表現の自由、言論の自由、これをやはり守るという意図がなければ、政党政治家になれるわけではないわけです。そういうことでございました。

○副議長(秋田大助君) 内閣総理大臣三木武夫君。

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) いろいろと細かい点に触れた御質問でありますので、自治大臣がお答えする方が適當だと思いましたのですが、私が御指摘のこととて、憲法の条章とは関係ないのであって、ただ選挙の公正を維持するという点から、選挙期間中だけです。常は何も制限しないのです。選挙期間の短期間のうち、しかも、選挙期間中は、選挙の文書といふものはいろいろの制限を受けているのですから、自由に何でもできるのではないのですから、すでに制限を受けておるのに、選挙運動用の文書と変わらないような政党の機關紙の号外といふものを、大量に、無償で、無差別に、戸ごとに配布するということが、選挙の公正を維持していく道であるうかどうかということについて

これはプライバシーの問題等もござりますの御質問といたしまして、これを公開しなくてもいいというのは問題ではないかといふ御指摘がありました。

個人に対しての百万円以下といふことを公開しなくてもいいというのは問題ではないかといふ御指摘がありました。

これはプライバシーの問題等もござりますので、公開をしなくてもいいとしたのであります。しかしながら、寄付についても、税法上の優遇措置を受けようとするならば、届け出をして公開をされるわけあります。したがつて、私は相当の者が届け出することになると思うわけでございまして、公開をしなくともいいとしたのであります。

また、そういう派閥とか国会議員、知事、都道府県会議員などに対しても、二五%の所得控除は削除すべきではないかという考え方でございました。

また、そういう派閥とか国会議員、知事、都道府県会議員などに対しても、二五%の所得控除は削除すべきではないかという考え方でございました。

## 官報外号

やはり林君も個人献金に移行すべきであるというような御意見でありますから、できるだけ個人献金といふものを奨励する処置をとつていくことが、そういう社会的慣習といふものが日本にできる一つの道である。個人献金といふものは税法上全然優遇されないとということになると、個人が政党などに対して、政治に対して献金をしようとというような慣習といふのはなかなか育たないのではないかという考え方から、そういう慣習が生まれてくるために、その方が必要なではないかとお答えの方から、さようにいたしました。

また、政党の機関紙の号外については、先ほどお答えをしたとおりでございまして、いま御質問のことについては、一通り触れてお答えをいたしましたと思ひますが、以上でお答えをいたします。(拍手、発言する者あり)

○副議長(秋田大助君) 内閣総理大臣三木武夫君。

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 戸別訪問が、林君の最後の御質問にあつたのにお答えをいたしました。

戸別訪問は両論があるわけですね。戸別訪問は許したらいいではないかという意見もありました。しかし、やはり戸別訪問というのは、現在の段階で、これは違反を誘発するのではないかとい

う、このような消極論もあって、まだこの問題については最終的な結論が、われわれもなかなか出しへないので、この改正案の中には、戸別訪問の問題には触れなかったのでございますが、このような問題は、制度全体の中の選挙運動のあり方として、今後やはり慎重に戸別訪問の問題は検討したく思います。現在最終的な結論は出ておりませんが、やはり今後の方として検討すべき課題であると存じます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 玉置一徳君。

〔玉置一徳君登壇〕

○玉置一徳君 私は、民社党を代表いたしましたて、今回上程されました公職選挙法並びに政治資金規正法の一部を改正する法案に関し、質問をいたしたいと思います。

また、政黨の機関紙の号外については、先ほどお答えをしたとおりでございまして、いま御質問のことについては、一通り触れてお答えをいたしましたと思ひますが、以上でお答えをいたします。(拍手、発言する者あり)

○副議長(秋田大助君) 内閣総理大臣三木武夫君。

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 戸別訪問が、林君の最後の御質問にあつたのにお答えをいたしました。

戸別訪問は両論があるわけですね。戸別訪問は許したらいいではないかという意見もありました。しかし、やはり戸別訪問というのは、現在の段階で、これは違反を誘発するのではないかとい

う、こういう消極論もあって、まだこの問題につき抱くに至つたのであります。

三木総理、あなたも参院選直後、「総裁派閥選舉こそ諸悪の根源である」との名言を残し、副総理の地位を捨てて閣外に去られたのであります。

なお、日ならずして福田副総理も、その後を追い閣外に去り、ともに自民党の改革を誓われたのであります。その後、日ならずして公共料金値上げ主導型の物価上昇が続き、国民の怨恨はや

る方なく、目に余る自民党のこうした大企業癒着の体質と企業献金のあり方に国民の非難が集中し、東京電力を初めとする公共事業を営む企業や一連の銀行等が、この国民の非難をかわすため、政治献金の取りやめ、もしくは自肅の声明をせざるを得なくなつたのであります。

玉置一徳君の一番大きな責務は、したがって、派閥次元に基づく総裁選挙のあり方の改革であり、

就任のあいさつで、三木総裁が課題の第一に、自民党的大胆な改革を挙げられたのも、それにこだえる意味であつたであります。

三木総理の一番大きな責務は、したがって、派閥次元に基づく総裁選挙のあり方の改革であり、

就任のあいさつで、三木総裁が課題の第一に、自民党的大胆な改革を挙げられたのも、それにこだえる意味であつたであります。

さる熱意を持ち続けてこられた三木さんこそ最適任とされたためであります。それは、田中首相の金権金脈問題で、国民大衆の心にしみついた汚れた自民党のイメージを洗い落としてほしいと期待からでありますし、ひいては、国民の政治への信頼の回復につながることを期待されたからであります。

三木総理、あなたも参院選直後、「総裁派閥選舉こそ諸悪の根源である」との名言を残し、副総理の地位を捨てて閣外に去られたのであります。

なお、日ならずして福田副総理も、その後を追い閣外に去り、ともに自民党の改革を誓われたのであります。その後、日ならずして公共料金値上げ主導型の物価上昇が続き、国民の怨恨はや

る方なく、目に余る自民党のこうした大企業癒着の体質と企業献金のあり方に国民の非難が集中し、東京電力を初めとする公共事業を営む企業や一連の銀行等が、この国民の非難をかわすため、政治献金の取りやめ、もしくは自肅の声明をせざるを得なくなつたのであります。

玉置一徳君の一番大きな責務は、したがって、派閥次元に基づく総裁選挙のあり方の改革であり、

就任のあいさつで、三木総裁が課題の第一に、自民党的大胆な改革を挙げられたのも、それにこだえる意味であつたであります。

三木総理の一番大きな責務は、したがって、派閥次元に基づく総裁選挙のあり方の改革であり、

就任のあいさつで、三木総裁が課題の第一に、自民党的大胆な改革を挙げられたのも、それにこだえる意味であつたであります。

これが実現に努力されてきたこともよく承知しておりますが、党側の体制はかたい壁となつて三木総理の前に立ちはだかったのであります。

政治資金規制問題は、三木総理の党内指導力、統制力の限界をはからずも国民の前に浮き彫りにしたと言えましょう。総理は、「私はできないことは言わない、言ったことは必ず責任をもつて実現をいたします」とおっしゃつておいでになりました。総理は、国民の切なる期待に対し、どのようにおこなえるのか、今後これが一步でも前進するようだ、さらにどのような努力をしようとするのか、本国会を通じて、国民の皆さんに真剣にお答えをいただきたいと思います。

われわれは、四十二年の選挙制度審議会による政治資金の規制に関する答申以来、政治資金の規制の最低の条件として、その答申の完全実施を迫り続けてまいりました。なお、三木内閣成立以来、数次にわたって抜本的改正を提案するよう、野党各党と一緒に促進をしてきたのであります。いま、ようやくこれが提案を見るに至ったのであります。私が、私は、この際、国民的人気の中で誕生した田中内閣が石もて追われるよう退陣したいときさつは、われわれ政治家にとって決して他山の石ではありません。政権は長いことをもつてとどとしとするのではありません。三木総理は、三木総理でないとできない、あなたにだけ与えられた使命の実現に本当に邁進していただけることこそ、国民の期待にこたえるゆえんだと思い

ます。この際、二、三についてお伺いしたいと思いまます。この際、二、三についてお伺いしたいと思いま

す。限度額の一億円は余りにも過大であり、かえつて国民に自民党の企業べつたりを印象づけることになると思いませんが、国会審議中、自民党においても、野党と協議して修正することが好ましいと思いますが、総理並びに所管大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

なお、この際、企業献金を役員個人名義にすれば、個人献金の形で用を足し得るとの抜け道があると言われておりますが、これを防止するため、どのような方法が対処されるのか、自治大臣にお伺いいたします。

企業献金の廃止と制限に関連しまして、労働組合の献金にも制限を加えようとしておりま

す。若干の問題点はあるとしても、そもそも労働組合の献金は企業献金とは全く異質のものであります。同列に論することは誤りであります。これを削除すべきであると思いませんが、総理はどのようにお考へになつておるか、お伺いいたします。

次に、公職選挙法の一部改正について質問をい

ります。かかるに、政府は、昭和三十九年に部分的に手直しをしたもの、昭和二十一年の人口調査をもとにづくられた現行定数を三十年間にわたって基本的に変えず、その結果、たとえば四十七年末の総選挙では、群馬三区ではわずか三万七千票で当選する一方、東京七区ではその四倍の十四万四千票で落選するという、著しい定数のアンバランスを引き起こしております。

衆議院議員一人当たりの有権者数は、一番多い千葉一区で四十三万四千六百十五人、一番少ない兵庫五区は七万九千九百十八人で、その比率は五・三倍となっております。この不公正に対する有権者の不平も非常に高まっており、裁判所の判決等も、国会みずから是正すべきであるという意味で、決して不公正でよいという意味ではありません。

昨年の参議院選挙地方区で、大阪の上田卓三さんが六十九万八千票、地方区全国候補者の中でも一番目という大量の得票をしながら次点に泣き、山梨県では中村太郎氏が十七万七千票で当選をしているのが実態であります。衆議院の定数は正しくあります。

質問の第二は、参議院の定数は正についてですか。た際は、平均人口より一定率以上オーバーしがであります。べきであると思いませんが、あわせてお答えをいただきたいと思います。

質問の第三は、参議院の定数は正についてあります。

昨年の参議院選挙地方区で、大阪の上田卓三さんが六十九万八千票、地方区全国候補者の中でも一番目という大量の得票をしながら次点に泣き、山梨県では中村太郎氏が十七万七千票で当選をしているのが実態であります。衆議院の定数は正しくあります。

質問の第三は、選挙公官の拡大と、選挙のあり方についてであります。

選挙公官の徹底は、選挙の正常化と、金のかからない選挙の一番手取り早い方法であり、わが党のかねてより主張してきたところであります。さもなく今後一層の選挙公官の拡大を図っていくべきだと思いますが、総理並びに自治大臣はどのようにお考へになつておるか、あわせてお答えをいた

ります。政府は、なるべく近い将来、根本的には正を図るよう前向きに取り組み、定数表の付

記に示されたとおり実施すべきであらうと思いませんが、総理並びに自治大臣の見解をお聞かせいただきたいと思います。

その際、「平均人口より一定率以上オーバーしがであります。べきであると思いませんが、あわせてお答えをいただきたいと思います。

質問の第四は、選挙管理委員会のあり方についてであります。

ります。選挙管理委員会をして権威あらしめ、選挙の公正を一段と高めることは、民主政治の根幹を維持する上で必要欠くべからざることであります。現在の中央選挙管理委員会を拡充強化し、行政府より独立した、裁判所や会計検査院あるいは人事院と同じようにすべきであると思いますが、総理の御所見をお伺いいたします。

さらに、参議院の全国区問題についてであります。金のかからない選挙という点について、保守党某候補のこと莫大な金を使つた者があるか否かといつて、現行の選挙制度を廃止し、直ちに比例代表制を導入しようとすることは、いたずらに参議院の政党化につながり、「院制の意義を失うことになるおそれがあります。この点を十分考慮して、さらに検討を続けるべきだと思いますが、総理はどういうふうにお考えになりますか。

最後に、自治大臣にお伺いいたします。不在投票者の投票につきましては、あるいは入院患者、身体障害者等の投票につきましても、近時十分の配慮をなされつつありますが、船舶乗組員の投票につきまして配慮がなされておりません。数多くの船舶乗組員の固有の権利が生かされないままです。お答えをいただきまして、私の質問を終ります。(拍手)

○内閣総理大臣(三木武夫君) 玉置君の御質問にお答えをいたします。

私も、玉置君と同じように、やはり政党が金にまつわる不信を一掃しなければ、政党に対する信頼は高まらない、こう思うわけでございます。ただししかし、政党の活動には莫大な費用が必要な事実である。その資金というものに対しても、公明正大なものであること、また節度を持つこと、こういうことで、今回政治資金規正法の改

正を行つたわけでございまして、理想的に言えば

いろいろ問題はあるにしても、相当な前進である、こう評価をいたしておるわけでございます。

私も、三年間で、個人献金、党費に切りかえてい

くことが理想だということを前々から言つてきておりました。それが実現せなかつたことは遺憾でございます。しかし、そういう政治資金規正法は五年後に見直すことになつておるが、そ

ういうことに先立つて、自民党は五年後に党的経常費については、企業献金を辞退するという党議の決定を行つておるわけでございますから、私は遺憾でございます。しかし、そういう政治資金規正法は五年後に見直すことになつておるが、そ

ういう精神というものは、自民党の中に大きく生かされていると御理解を願いたいのでございます。

それから、政治資金規正法に対しても、寄付の限度額を一億円としたのは何か。

この一億円というのは、先ほどもお答えいたしましたように、資本金が一千億円を超えるような限られた会社、最高限の場合の例でありまして、一般には三千五百万円という規模になつておるわけ

でございます。

また、労働組合の団体の政治資金に對しても規制が行われておるわけですが、個々の寄付に

対しては、一応の限度額を決めた方が公平ではないわけですから、全体としての団体の寄付にいかという考え方から、そういう提案を行つたわけ

でござります。

次に、定数是正についてのいろいろな御質問がございました。

この問題については、選挙区のあり方など、根本的問題の検討があると思います。玉置君の言われるようすに、定数是正といふものに根本的な検討を加えよという意見であるとするならば、これはやはり選挙区のあり方とも関連をいたしますので、今後、定数は正についてのいろいろな御質問がございました。

最初からやり直すということです。多少の手直しでないですか、玉置君のは根本的な定数を直すことで、これは選挙区のあり方も検討しきます。

○國務大臣(福田一君) 玉置さんにお答えを申します。

て、十分検討いたします。

また、選挙公営を拡大すべきである。

日本は、できるだけのことは拡大を今日までしてきておるわけであります。諸外国に比べてみても、これ以上ちょっと拡大というものはないぐ

らいの拡大をいたしておるのでございますが、今後、適当なものがなれば、公営を拡大することはやぶさかではありません。

また、選挙管理委員会を独立した機関にして、裁判所や会計検査院と同じようにやる、そういう考えは持つておりますが、選挙管理委員会に権威を持たすということには賛成でございます。

それから、参議院の全国区、玉置君の御意見は社会党的御意見と違つて、参議院の政党化はよくないのではないか、そういう点も頭に入れて、二院制の本来の意味も頭に入れながら検討すべきだ

といふ御意見でございました。

そのように、参議院の全国区は改正をすべきだ

といふ意見が多い中で、なかなか意見が各政党間においても大きく隔たり過ぎておりまして、この問題は、一応の結論を得るまでには至つておらないでございますが、全国区の問題は、これは何らかの改正を必要とする。弊害が非常に出てきておるというのでありますから、今後、これは各党においても十分御検討を願いたい。政府も検討をいたそうと思っております。

それから、政党法という問題でございます。

この問題については、政党法といふものなかなかむずかしい法律で、ブラジルとドイツだと思ひますが、世界でも二カ国だけしか政党法を持つておる国はないのであります。これは、にわかにかむずかしい法律で、玉置君に、いたずらに存でございますといふお答えはできませんが、今後、これは研究すべき課題ではあると思います。

以上、お答えをいたしました。(拍手)

まず、選挙公報や政見放送をもつと増加してはどうか、こういうようなお話をございます。

これは、選挙管理委員会の能力の問題がござります。それから、テレビの時間帯の問題等がございまして、まあ泡沫候補を制限するような工夫は、先ほども御提案がございましたが、そういうことができれば、これは増加ができるのであります。ですが、なかなかむずかしい問題がございます。

それから、事前のポスターや立て札を制限したり、政党機関紙誌の制限を加えてはどうかということでございますが、これは法案の中に盛り込んでございます。

次に、船舶乗組員の投票が非常に十分でないというか、非常に不自由であるということでございます。

実は、選挙でもあることがわかりますれば、投票用紙をその航海に出る船に渡したりするのでありますけれども、投票したものを持ち帰地でおろして、そして郵送する方法その他において、なかなか問題点がござりますので、確かに、船舶乗組員だからといって投票ができないような姿は、なかなか問題点がござりますので、確かに、船員が工夫をするようにいたしたいと考えておるところでございます。

次に、連座制の強化の問題がございました。

それは先ほどもお答え申し上げましたように、会計責任者とかあるいは総括責任者が選挙違反になれば、当然失効する、当選は無効ということになりますが、しかし、それだからといって、当選人には何らの弁明の余地を与えないというわけにはなりませんので、いままで検事が告訴をして、そして無効を決定したのであります。今度は、一応無効であるけれども、本人がこれを、自分は

あの人を会計責任者にしておらなかつたんだといふような意味の訴訟ができるようになつてしまつて、切り捨て御免にならないような方法を考えたわけでございます。

その次は、企業献金をやる場合に、重役が個人

官 報 (号 外)

名義などどんどんやれば、幾らでもできるじゃ  
ないかというお話をござります。  
しかし、そのようなことをいたしますといふ  
と、やはり重役の給料をその分だけ出すといふ  
ようなことでもしなければ、なかなか重役は献金  
をしないと私は思います。そんなことは社内では  
認めることもあり得ないと思いますので、実際上  
の問題といったしましては、そのような個人名義で  
重役等が献金をするというようなことは、会社の  
金を出してもらつて出すというようなことはあり  
得ない。また、そういうことをしましても、実際  
は税制上何ら優遇の措置がございませんから、そ  
の人は非常にマイナス面が出てくるということにな  
るると思いますので、その心配はないのではないか  
かと考えております。  
次に、組合の献金は個人である、企業献金とは  
相違するのだが、これをどういうふうに考えてお  
るかということでござります。  
前々から申し上げておりましたように、第一、  
第二、第五選挙制度審議会におきましても、やは  
り組合の献金の問題も制限をすべきであるといふ  
答申が出ておりますし、そしてまた、会社といふ  
ましても、労働組合と会社とは構成員が別個の團  
体でございますので、この点は、制限するといふた  
しますれば、やはり組合もまた会社も制限するよ  
うのが公平の原則に合うのではないか、かよう  
に考えておるわけでござります。  
なお、本日いろいろ御質問が皆様からございま  
したが、私は、今度出した法案につきまして、こ  
れを絶対もう金科玉条として譲らないとか、そ  
ういう考え方を持っておりません。皆様方がいろい  
ろ委員会その他において審議をしていただき、あ  
とであれば、政府部内において、あるいは党内に  
おいてもいろいろ連絡をとらしていただいて、政  
党間の選挙のルールであるというその本旨を踏ま  
えながら、この法案の成立を図るようにいたしました

いというのが私の考え方でございますので、今後も、いろいろ御支援と御指導を賜りたいと思つておる次第であります。(拍手)

書を受領した。  
**(常任委員辞任及び補欠選任)**  
一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

葉梨  
綿貫  
民輔君  
信行君  
大石  
中川  
千八君  
一郎君

出席政府委員	出席國務大臣
内閣法制局長官	内閣總理大臣 三木 武大夫
内閣法制局第三部長	法務大臣 稲葉 修吾
自治省行政局選舉部長	文部大臣 永井 道雄君
土屋 佳照君	農林大臣 安倍晋太郎君
豊田 一君	労働大臣 長谷川 峻君
佳照君	大臣 福田 一君

農林水產委員	島本	虎三君	大石	千八君
社會勞動委員	綿貫	誠君	中川	一郎君
辭任	田邊	德重君	下平	正一君
島本	金丸	德重君	金丸	德重君
田邊	下平	正一君	田邊	誠君
小沢	貞孝君		島本	虎三君
貞孝君			貞孝君	
通信委員	辭任	上田	茂行君	補欠
金丸	德重君	染谷	誠君	戶井田三郎君
下平	正一君	本名	武君	志賀
池田	禎治君	神田	大作君	節君
島本	虎三君	志賀	大作君	上田
田邊	誠君	戶井田三郎君	染谷	茂行君
小沢		綿貫	民輔君	本名
		折小野良一君	佐々木良作君	武君
貞孝君				神田
				大作君
補欠	木村	武雄君	木村	武雄君
田邊	島本	佐々木良作君	本名	武君
下平	小沢	近藤	染谷	誠君
貞孝君	貞孝君	深谷	本名	武君
		玉置	神田	大作君
		佐々木良作君	志賀	節君
			戶井田三郎君	上田
			綿貫	民輔君
			折小野良一君	茂行君
			佐々木良作君	本名
				武君
				神田
				大作君



段の規定による通知書を受領した。

### 作業環境測定法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月二十六日

衆議院議長 前尾繁三郎殿  
参議院議長 河野 謙三

### 作業環境測定法案

目次

第一章 総則(第一条—第四条)  
第二章 作業環境測定士等  
第一節 作業環境測定士(第五条—第十九条)  
第二節 指定試験機関(第二十条—第三十一条)

第三節 指定講習機関(第三十二条)

第三章 作業環境測定機関(第三十三条—第三十七条)

第四章 雜則(第三十八条—第五十一条)

第五章 評則(第五十二条—第五十六条)

附則

第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)と相まって、作業環境の測定に関する作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について必要な事項を定めることにより、適正な作業環境を確保し、もつて職場における労働者の健康を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところである。

による。

一 事業者 労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者をいう。

二 作業環境測定士 労働安全衛生法第二条第四号に規定する作業環境測定をいう。

三 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定める作業場をいう。

四 作業環境測定士 第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。

五 第一種作業環境測定士 労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定の業務を行うほか、第一種作業環境測定士の名称を用いて事業場(指定作業場を除く。次号において同じ)における作業環境測定の業務を行ふ者をいう。

六 第二種作業環境測定士 労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定の業務(労働省令で定める機器を用いて行う分析(解説を含む。)の業務を除く。以下この号において同じ)を行うほか、第二種作業環境測定士の名称を用いて事業場における作業環境測定の業務を行う者をいう。

七 作業環境測定機関 労働大臣又は都道府県労働基準局長の登録を受け、他人の求めに応じて、事業場における作業環境測定を行うこととを業とする者をいう。

(作業環境測定の実施)

第三条 事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、労働省令で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。

第四条 雜則(第三十八条—第五十一条)

第五章 評則(第五十二条—第五十六条)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、作業環境測定士となることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 第十二条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 この法律又は労働安全衛生法(これらに基づく命令を含む。)の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(登録)

第七条 作業環境測定士となるには、労働省令で定める

大臣が指定するものに委託するときは、この限りでない。

第四条 作業環境測定士は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を実施するときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを実施しなければならない。

第五条 作業環境測定機関は、他人の求めに応じて労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を行つときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを行わなければならぬ。

第六条 作業環境測定士試験(以下「試験」とい

う。)に合格し、かつ、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う講習(以下「講習」という。)を修了した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者は、労働省令で定めるものは、作業環境測定士となる資格を有する。

第七条 の登録を受けようとする者は、同

条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

(登録の手続)

第九条 第七条の登録を受けようとする者は、同

条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

(登録の手続)

第十条 労働大臣は、第一項の規定により申請書の提

出があつた場合において、登録を受けようとす

る者が作業環境測定士となることができる者で

あると認めたときは、遅滞なく、第七条の登録

写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十

六条の合格証及び講習修了証(第五条に規定す

る労働省令で定める者に該当する者にあつて

は、これらに代わるべき書面)を提示しなけれ

ばならない。

第十一 条 労働大臣は、第一項の規定により申

請書の提出があつた場合において、登録を受けようとす

る者が作業環境測定士となることができる者で

あると認めたときは、遅滞なく、第七条の登録

写真を添付し、かつ、申請者が受けようとする者が作業環境

測定士となることができる者であると認めたと

きは、登録を拒否しなければならない。

第十二 条 労働大臣は、前項の規定により登録を拒否す

るときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録証)

第十三 条 労働大臣は、第七条の登録を行つたとき

は、申請者に、同条に規定する事項を記載した

作業環境測定士登録証を交付する。

(登録証の譲渡等の禁止)

第十四条 作業環境測定士は、作業環境測定士登

録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。  
(登録の取消し等)

第十二条 労働大臣は、作業環境測定士が第六条第一号若しくは第三号に該当するに至つたとき、又は第十七条の規定により試験の合格の決定を取り消されたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、作業環境測定士が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて指定作業場についての作業環境測定の業務の停止若しくはその名称の使用の停止を命ずることができる。

一 登録に関し不正の行為があつたとき。  
二 第四条第一項 前条又は第四十四条第四項の規定に違反したとき。

三 作業環境測定の実施に関し、虚偽の測定結果を表示したとき。  
四 第四十八条第一項の条件に違反したとき。  
五 前各号に掲げるもののほか、作業環境測定の業務(該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定の業務に従事する場合における当該業務を含む)に関し不正の行為があつたとき。

第十三条 労働大臣は、登録がその効力を失つたとき、又は作業環境測定士が作業環境測定の業務を廃止したときは、その登録を消除しなければならない。  
(登録の消除)

第十四条 試験は、労働大臣が行う。  
2 試験は、第一種作業環境測定士試験及び第二種作業環境測定士試験とし、労働省令で定めるところにより、筆記試験及び口述試験又は筆記試験のみによつて行う。

3 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の筆記試験又は口述試験の全部又は一部を

免除することができる。

(受験資格)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、試験を受けることができない。

一 学校教育法昭和二十二年法律第二十六号による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、労働省令で定めるもの(合格証及び講習修了証)

第十六条 労働大臣は、試験に合格した者に対し、合格証を交付する。

2 都道府県労働基準局長又は第三十二条第二項に規定する指定講習機関は、講習を修了した者

第十七条 労働大臣は、不正の手段によつて試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 他に指定した者があること。  
二 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

3 試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

4 申請者が第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

5 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律又は労働安全衛生法(これらに

2 (指定)

第二十条 労働大臣は、申請により指定する者に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせる。

2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、試験事務の実施に関する事務に規定する労働大臣の職権を行うことができる。

2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、試験事務の実施に関する事務に規定する労働大臣の職権を行うことができる。

2 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、試験事務の実施に関する事務に規定する労働大臣の職権を行うことができる。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとすると、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

3 労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関の役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

基づく命令を含む。)の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 第二十三条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者



(昭和五十年法律第二号)又はこれらに基づく命令」と、同法第四十六条第三項、第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十条並びに第五十三条中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は都道府県労働基準局長」と、同法第四十六条第三項中「第一項の申請」とあるのは「作業環境測定機関の登録の申請」と、同法第四十七条第一項中「性能検査」とあるのは「作業環境測定法第三条第二項の規定による作業環境測定」と、同条第二項中「性能検査」とあるのは「他人の求めに応じて作業環境測定」と、「労働省令で定める資格を有する者」とあるのは「労働省令で定めるところにより、作業環境測定士」と、同法第四十八条第一項及び第三項、第四十九条並びに第五十三条第二項中「性能検査」とあるのは「作業環境測定」と、同項各号列記以外の部分中「又は六月をこえない範囲内で」とあるのは「又は」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十一条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と読み替えるものとする。

第八条から第十条まで、第十二条第二項、第十三条及び第十九条の規定は、作業環境測定機関に関して準用する。この場合において、第八条中「作業環境測定士名簿」とあるのは「作業環境測定機関名簿」と、同条第一項中「労働省」とあるのは「労働省又は都道府県労働基準局」と、第九条第一項及び第三項並びに第十条中「第七条」とあるのは「第三十三条」と、第九条第一項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、同条第一項、第三項及び第四項、第十条、第十二条第二項並びに第十三条中「労働大臣」とあるのは「労働大臣又は都道府県労働基準局長」と、第九条第二項中「第七条第二号から第四号までに掲げる事項を証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証（第五条に規定する労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面）を提出」とあるのは「第

## 官報号外

四十六条第三項中「第一項の申請」とあるのは「作業環境測定機関の登録の申請」と、同法第四十七条第一項中「性能検査」とあるのは「作業環境測定法第三条第二項の規定による作業環境測定」と、同条第二項中「性能検査」とあるのは「他人の求めに応じて作業環境測定」と、「労働省令で定める資格を有する者」とあるのは「労働省令で定めるところにより、作業環境測定士」と、同法第四十八条第一項及び第三項、第四十九条並びに第五十三条第二項中「性能検査」とあるのは「作業環境測定」と、同項各号列記以外の部分中「又は六月をこえない範囲内で」とあるのは「又は」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十一条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と読み替えるものとする。

三十三条规定第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添付」と、第十条中「作業環境測定士登録証」とあるのは「作業環境測定機関登録証」と、第十二条第二項各号列記以外の部分中「指定作業場についての作業環境測定の業務の停止若しくはその名称の使用の停止」とあるのは「作業環境測定の業務の全部若しくは一部の停止」と、同項第二号中「第四条第一項、前条又は第四十四条第四項」とあるのは「第四条第一項」と、同項第五号中「作業環境測定の業務（当該作業環境測定の業務に従事する場合における当該業務を含む。）」とあるのは「作業環境測定の業務」と、第十九条中「この節に定めるものほか、試験及び講習の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録（作業環境測定士登録証を含む。）について必要な事項」とあるのは「登録の申請その他登録（作業環境測定機関登録証を含む。）について必要な事項」と読み替えるものとする。

（秘密保持義務等）  
第三十五条 作業環境測定機関の役員若しくは職員（作業環境測定機関である作業環境測定士を含む。）又はこれらの職にあつた者は、作業環境測定の業務に関する知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。  
（日本作業環境測定協会）  
第三十六条 作業環境測定士及び作業環境測定機関は、全国を通じて一の日本作業環境測定協会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

（労働大臣等の権限）  
第四十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、作業環境測定の適正な実施を確保するため必要があると違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行う。

（研修の指揮）  
第四十二条 都道府県労働基準局長は、作業環境測定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、作業環境測定士に対し、期間を定めて、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う研修（以下「研修」という。）を受けるよう指示を保存しなければならない。

（研修の指揮）  
第四十三条 作業環境測定機関、指定試験機関又は指定講習機関は、労働省令で定めるところにより、作業環境測定、試験又は講習若しくは次条第一項の研修に関する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿及び書類を備え、これを保存しなければならない。

（書類の保存）  
第四十四条 都道府県労働基準局長は、作業環境測定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、作業環境測定士に対し、期間を定めて、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う研修（以下「研修」という。）を受けるよう指示をすることができる。

（研修の指揮）  
第四十五条 作業環境測定士が事業者又は作業環境測定機関に係る期間内に、当該作業環境測定機関は、当該指示に係る期間内に、当該作業環境測定士に研修を受けさせなければならない。

（研修の指揮）  
第四十六条 第一项又は第二項の規定により研修を受けるよう指示された作業環境測定士は、当該指示に係る期間内に、研修を受けなければならない。

（報告等）  
第三十七条 作業環境測定機関又はこれに類似する名称を用いて日本作業環境測定協会は、作業環境測定士の品目の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行ふことを目的とする。

（報告等）  
第四十二条 労働大臣、都道府県労働基準局長は、作業環境測定機関、指定試験機関又は指定講習機関の業務の適正な運営を確保するため必要なと認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問し、その業務に關係のある帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で作業環境測定機関の業務に關係のある試料その他の物件を収去させることができる。

（報告等）  
第三十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について適用する。

（報告等）  
第四十三条 前各項に定めるものほか、研修の科目その他研修について必要な事項は、労働省令で定め

はならない。  
（労働基準監督署長及び労働基準監督官）  
第三十八条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、事業者に法律の施行に関する事務をつかさどる。

（労働基準監督官の権限）  
第三十九条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

（労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長）  
第四十条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行ふ。

（研修の指揮）  
第四十一条 都道府県労働基準局長は、作業環境測定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、作業環境測定士に対し、期間を定めて、都道府県労働基準局長又は労働大臣若しくは都道府県労働基準局長の指定する者が行う研修（以下「研修」という。）を受けるよう指示をすることができる。

（研修の指揮）  
第四十二条 作業環境測定士が事業者又は作業環境測定機関に係る期間内に、当該作業環境測定機関は、当該指示に係る期間内に、当該作業環境測定士に研修を受けさせなければならない。

（研修の指揮）  
第四十三条 第一项又は第二項の規定により研修を受けるよう指示された作業環境測定士は、当該指示に係る期間内に、研修を受けなければならない。

（研修の指揮）  
第四十四条 第一项又は第二項の規定により研修を受けるよう指示された作業環境測定士は、当該指示に係る期間内に、研修を受けなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)  
第四十五条 指定試験機関が行う試験事務に係る  
処分又はその不作為については、労働大臣に対  
し行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十  
号)による審査請求をることができる。

(聴聞)  
第四十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長  
は、第十二条第二項(第三十四条第一項において  
準用する場合を含む。)、第三十条第一項又は  
第三十二条第二項若しくは第三十四条第一項に  
おいて準用する労働安全衛生法第五十三条第二  
項の規定による処分をしようとするときは、労  
働省令で定めるところにより、あらかじめ、期  
日及び場所を指定して、聴聞を行わなければな  
らない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者  
に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与  
えなければならない。

(政府の援助)  
第四十七条 政府は、作業環境測定士の資質の向  
上並びに作業環境測定機関及び指定講習機関の  
業務の適正化を図るため、資料の提供、測定手  
法の開発及びその成果の普及その他必要な援助  
を行うよう努めるものとする。

(登録等の条件)  
第四十八条 この法律の規定による登録、指定又  
は許可には、条件を付け、及びこれを変更する  
ことができる。

2 前項の条件は、当該登録、指定又は許可に係  
る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度  
のものに限り、かつ、当該登録、指定又は許可  
を受ける者に不当な義務を課すこととなるも  
のであつてはならない。

(手数料)  
第四十九条 次の者は、政令で定める額の手数料を  
受け取ることによるものとし、政令で定めるところによ  
り、実費を勘案して政令で定める額の手数料を支  
拂す。  
国(指定試験機関の行う試験を受けようとする

者又は指定試験機関から合格証の再交付を受け  
ようとする者にあつては、指定試験機関に納  
付しなければならない。

一 試験を受けようとする者

二 第五条又は第四十四条第一項の指定を受け  
ようとする者

三 講習又は研修(都道府県労働基準局長が行  
う講習又は研修に限る。)を受けようとする者

四 第七条又は第三十三条の登録を受けようと  
する者

五 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

六 合格証又は講習修了証の再交付(都道府県  
労働基準局長が行う講習修了証の再交付に限  
る。)を受けようとする者

七 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

八 合格証又は講習修了証の再交付(都道府県  
労働基準局長が行う講習修了証の再交付に限  
る。)を受けようとする者

九 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

十 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

十一 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

十二 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

十三 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

十四 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

十五 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

十六 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

十七 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

十八 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

十九 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

二十 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

二十一 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

二十二 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

二十三 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

二十四 作業環境測定士登録証又は作業環境測定機  
関登録証の再交付又は書換えを受けようとす  
る者

習機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機  
関の役員若しくは職員(作業環境測定機関であ  
る作業環境測定士を含む。)は、一年以下の懲役  
又は十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者  
は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条、第十八条、第三十七条又は第四十  
二条第三項の規定に違反した者

二 第十二条第二項の規定による命令に違反し  
た者

三 第三十九条第一項の規定による立入り若し  
くは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又  
は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の  
陳述をした者

四 第四十二条第一項の規定による報告をせ  
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しな  
かつた者

五 第五十五条次の各号のいずれかに該当するとき  
は、その違反行為をした指定試験機関若しくは  
指定講習機関の役員若しくは職員又は作業環境  
測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機  
関である作業環境測定士を含む。)は、五万円以  
下の罰金に処する。

一 第二十九条第一項の許可を受けないで試験  
事務に関する業務の全部を廃止したとき。

二 第三十四条第一項において準用する労働安  
全衛生法第四十九条の許可を受けないで作業  
環境測定の業務の全部を廃止したとき。

三 第四十二条第一項の規定による立入り、檢  
査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避  
し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは  
虚偽の陳述をしたとき。

四 第四十二条第二項の規定による報告をせ  
ず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第四十三条の規定による帳簿若しくは書類  
の備付け若しくは保存をせず、又は同条の帳  
簿若しくは書類に虚偽の記載をしたとき。

第六条 法人の代表者又は法人若しくは人の  
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又  
は人の業務に関して、第五十四条の違反行為を  
したときは、行為者を罰するほか、その法人又  
は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月  
を経過した日から施行する。ただし、第三条の  
規定は公布の日から起算して二年を超えない範  
囲内において政令で定める日から、第四条及び附  
則第四条のうち労働安全衛生法第六十五条の改  
正規定中同条に四項を加える部分は公布の日か  
ら起算して一年を超えない範囲内において政令  
で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に作  
業環境測定士若しくは日本作業環境測定協会の  
文字を用いている者又は作業環境測定機関若し  
くはこれに類似する名称を用いている者につい  
ては、第十八条第一項又は第三十七条の規定  
は、この法律の施行の日から起算して六月間  
は適用しない。

(社会保険労務士法の一部改正)  
第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第  
八十九号)の一部を次のように改正する。  
別表第一中第二十号の六の次に次の一号を加  
える。

二十一の七 作業環境測定法(昭和五十年法律  
第二条に次の一号を加える。  
(労働安全衛生法の一部改正)

四 作業環境測定 作業環境の実態を把握す  
るため空気環境その他の作業環境について  
行うデザイン、サンプリング及び分析(解  
析を含む。)をいう。

第五条 第十八条第三項を次のように改める。  
第二条に次の一号を加える。

四 作業環境測定 作業環境の実態を把握す  
るため空気環境その他の作業環境について  
行うデザイン、サンプリング及び分析(解  
析を含む。)をいう。

五 第十八条第三項を次のように改める。  
第二条に次の一号を加える。

四 作業環境測定 作業環境の実態を把握す  
るため空気環境その他の作業環境について  
行うデザイン、サンプリング及び分析(解  
析を含む。)をいう。

五 第十八条第三項を次のように改める。  
第二条に次の一号を加える。

五 第十八条第三項を次のように改める。  
第二条に次の一号を加える。

3 事業者は、次の者を衛生委員会の委員として指名することができる。

一 産業医

二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの

第十九条第三項を次のよう改める。

3 事業者は、次の者を安全衛生委員会の委員として指名することができる。

一 産業医

二 当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるもの

第六十五条の見出しを「(作業環境測定)」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「空気環境その他の作業環境について必要な測定をし」を「必要な作業環境測定を行ひ」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の規定による作業環境測定は、労働大臣の定める作業環境測定基準に従つて行わなければならぬ。

3 労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。

4 労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公示した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれららの団体に対し、当該作業環境測定指針に關し必要な指導等を行うことができる。

5 都道府県労働基準局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

第六十五条第一項中「質問し、若しくは」を「質問し、」に改め、「検査し」の下に「若しくは」を

作業環境測定を行い」を加える。

第九十三条第三項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項の許可」に、「第五十六条第一項」を「第五十六条第一項の許可」に、「第六十五条第一項」を「第六十五条第一項の許可」に改める。

第十九条第一項中「労働者災害補償保険法」を「作業環境測定法(これに基づく命令を含む。)」の規定による作業環境測定についての専門技術的規定に関する事務」に改める。

第九十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「検査し、若しくは」を「質問し、」に改め、「検査

の下に「若しくは作業環境測定を行い」を加える。

第九十五条第二項中「労働衛生指導医は、」の下に「第六十五条第五項又は」を加える。

第一百九条第一号中「第六十五条」を「第六十

五条第一項」に改める。

第六十条第一号中「を含む。」の下に「、第

六十五条第五項」を加え、同条第四号中「検査

の下に「作業環境測定」を加える。

第五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十九号の三の次に次の二号を加える。

二十九の四 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十九の五 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機関及び指定講習機関を指定し、並びにこれらに対する認可その他監督を行うこと。

二十九の五 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機

士の試験及び登録を行うこと。

二十九の六 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機

士の試験及び登録を行うこと。

二十九の七 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機

士の試験及び登録を行うこと。

二十九の八 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機

士の試験及び登録を行うこと。

二十九の九 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機

士の試験及び登録を行うこと。

二十九の十 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機

士の試験及び登録を行うこと。

二十九の十一 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機

士の試験及び登録を行うこと。

二十九の十二 作業環境測定法に基づいて、作業環境測定機関の登録を行い、指定試験機

士の試験及び登録を行うこと。

中「及び労働安全衛生法」を「労働安全衛生法及び作業環境測定法」に改める。

第十五条第一項中「労働者災害補償保険法」を「作業環境測定法(これに基づく命令を含む。)」の規定による作業環境測定についての専門技術

的規定による作業環境測定についての専門技術

4 作業環境測定士試験は、労働大臣又は指定試験機関が行うこと。

5 作業環境測定機関は、労働大臣等の登録を受け、他人の求めに応じて、事業場における作業環境測定を行ふことを業とする者をいうこと。

6 右のほか、指定試験機関及び指定講習機関の指定、業務に対する監督等について所要の規定を設けること。

7 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。ただし、作業環境測定基準に基づく作業環境測定の実施等の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

8 労働者災害補償保険法」に改める。

「作業環境測定法(これに基づく命令を含む。)」の規定による作業環境測定についての専門技術

「労働者災害補償保険法」に改める。

「及び労働安全衛生法」を「労働安全衛生法及び作業環境測定法」に改める。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

**理由**

最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**刑事補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書**

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額を引き上げようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 無罪の裁判又はこれに準ずる裁判を受けた者が、未決の抑留・拘禁又は自由刑の執行等による身体の拘束を受けた場合の補償金の日額を八百円以上三千二百円以下（現行六百円以上二千二百円以下）とする。

2 死刑の執行を受けた者が、再審又は非常上告の手続において、無罪の裁判を受けた場合の補償金の最高額及び死刑の執行を受けたことによつて生じた財産上の損失額が証明された場合に、その損失額に加算する補償金の額をいすれも五千万円（現行五百万円）とする。

議案の可決理由

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額を引き上げようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきである。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十年四月十六日

**衆議院議長 前尾繁三郎殿**

**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案**

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

三 政府は、被疑者補償制度につき、その規程を整備するとともに、その適切な運用を図る所要について早急に検討すべきである。

二 政府は、被疑者補償制度につき、その規程を整備するとともに、その適切な運用を図る所要について早急に検討すべきである。

（一）本件の要旨は次のとおりである。

（二）豚水胞病を家畜伝染病に追加するとともに、その患畜及び疑似患畜を殺処分命令及び死体の焼却等の対象として追加すること。

（三）牛のブルセラ病及び結核病に係る検査制度を合理化すること。

二 議案の可決理由

本案は、家畜防疫の適正かつ円滑な実施を図る措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十年四月十六日

**衆議院議長 前尾繁三郎殿**

**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案**

六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中二十四の項を二十五の項とし、二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項の次に次のように加える。

二 海外からの悪性伝染病が我が国に侵入する危険性の増大に対処し、動物検疫施設の整備拡充等検疫体制の一層の強化に努めること。

特に、再度にわたり発生をみた豚水胞病については、同病の感染経路と感染媒体を早急に究明するとともに、その予防体制に万全を期すること。

三 家畜の防疫体制に万全を期するため、家畜保健衛生所の機能の充実、獣医師の待遇改善及び殺処分手当金の最高限度額について、は、最近における家畜の実勢価格が適正に反映されるよう、その改定を検討し実施に努めること。

四 近年における牛の異常産の被害にかんがみ、ワクチンの開発等その予防及び治療方法の確立を急ぐとともに、被害農家に対し適切な救済措置を検討すること。

（別紙）

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

右提出する。

昭和五十年二月十八日

**内閣總理大臣 三木 武夫**

五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「年金二百万円」を「政令で定める額の年金」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により年金の額を定めるに当たつては、文化の向上発達に関する功績に照らし、社会的経済的諸事情を勘案して、文化功労者を顕彰するのにふさわしいものとなるようになればならない。

（別紙）

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 海外からの悪性伝染病が我が国に侵入する危険性の増大に対処し、動物検疫施設の整備拡充等検疫体制の一層の強化に努めること。

特に、再度にわたり発生をみた豚水胞病については、同病の感染経路と感染媒体を早急に究明するとともに、その予防体制に万全を期すること。

二 家畜の防疫体制に万全を期するため、家畜保健衛生所の機能の充実、獣医師の待遇改善及び殺処分手当金の最高限度額について、は、最近における家畜の実勢価格が適正に反映されるよう、その改定を検討し実施に努めること。

三 近年における牛の異常産の被害にかんがみ、ワクチンの開発等その予防及び治療方法の確立を急ぐとともに、被害農家に対し適切な救済措置を検討すること。

四 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

この法律は、公布の日から施行する。

（別紙）

家畜伝染病予防法一部を改正する法律案

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

## 理由

最近における社会的経済的諸事情にかんがみ、文化功労者年金の額を政令で定めることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文化功労者年金法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

- 1 文化功労者年金の額を、政令で定めることとすること。
- 2 この法律は、昭和五十年四月一日から施行すること。

## 二 議案の修正議決理由

- 本案は、おおむね妥当なものと認めるが、本案の施行期日はすでに経過しているので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対し、日本共産党・革新共同の山原健二郎君から、文化功労者年金の額は現行どおり法律で定めることとし、その額を二百四十万円に引き上げることを内容とする修正案が提出されたが、採決の結果否決された。  
右報告する。

昭和五十年四月十八日

文教委員長 久保田円次  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。  
昭和五十年四月一日から適用する。